



企業活動とSDGs、 そしてESGについて

2023年4月25日

大阪大学
社会ソリューションイニシアティブ
伊藤 武志



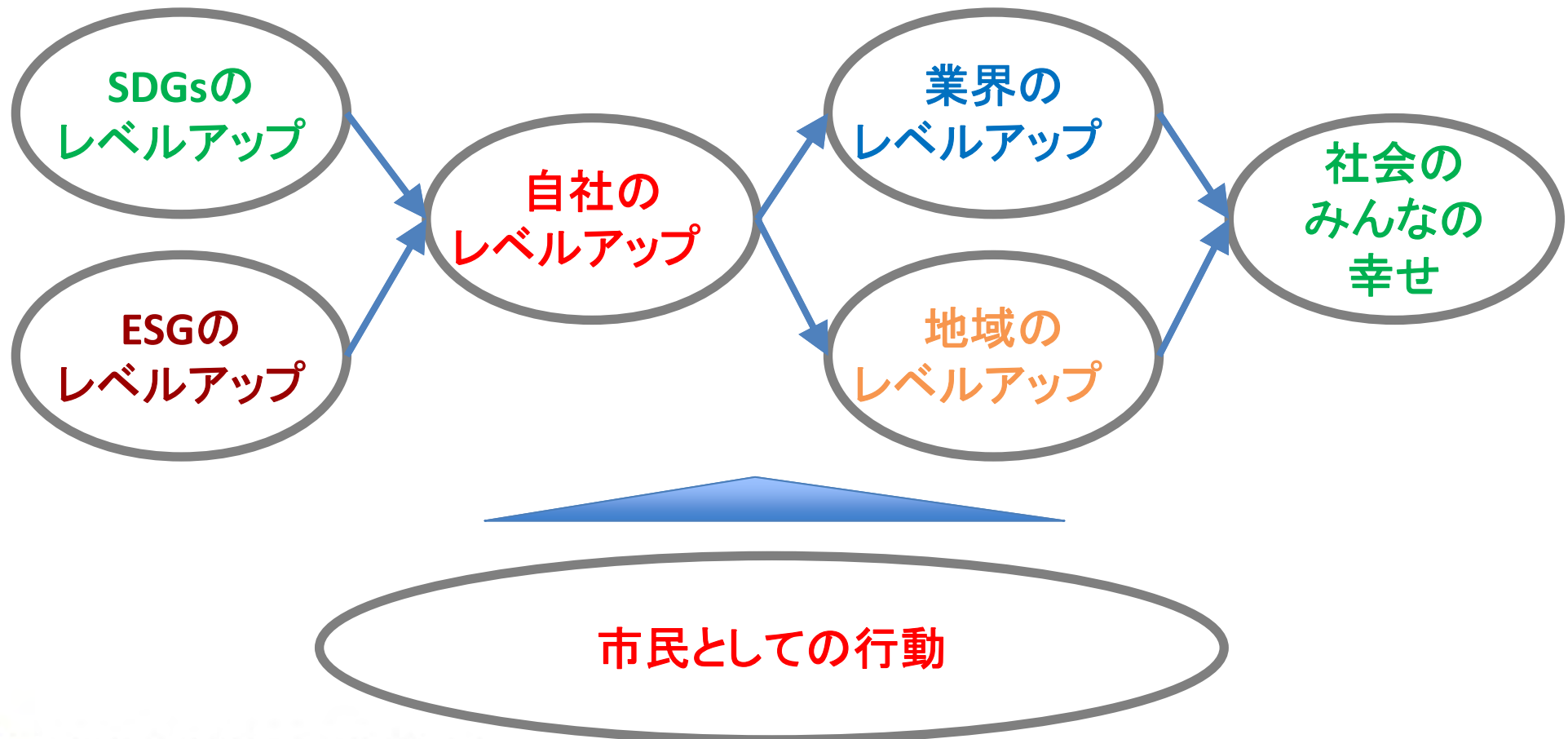
社会ソリューションイニシアティブ (SSI)
SOCIAL SOLUTION INITIATIVE

今日のアジェンダとポイント

アジェンダ

- I. 私たちの「SDGs・いのち輝く」ための取組
- II. いのち輝く新しい社会をよい経営とみんなで作る

ポイント： よい経営とみんなで、
みんなの幸せ、“すべての”いのちの輝きをつくる

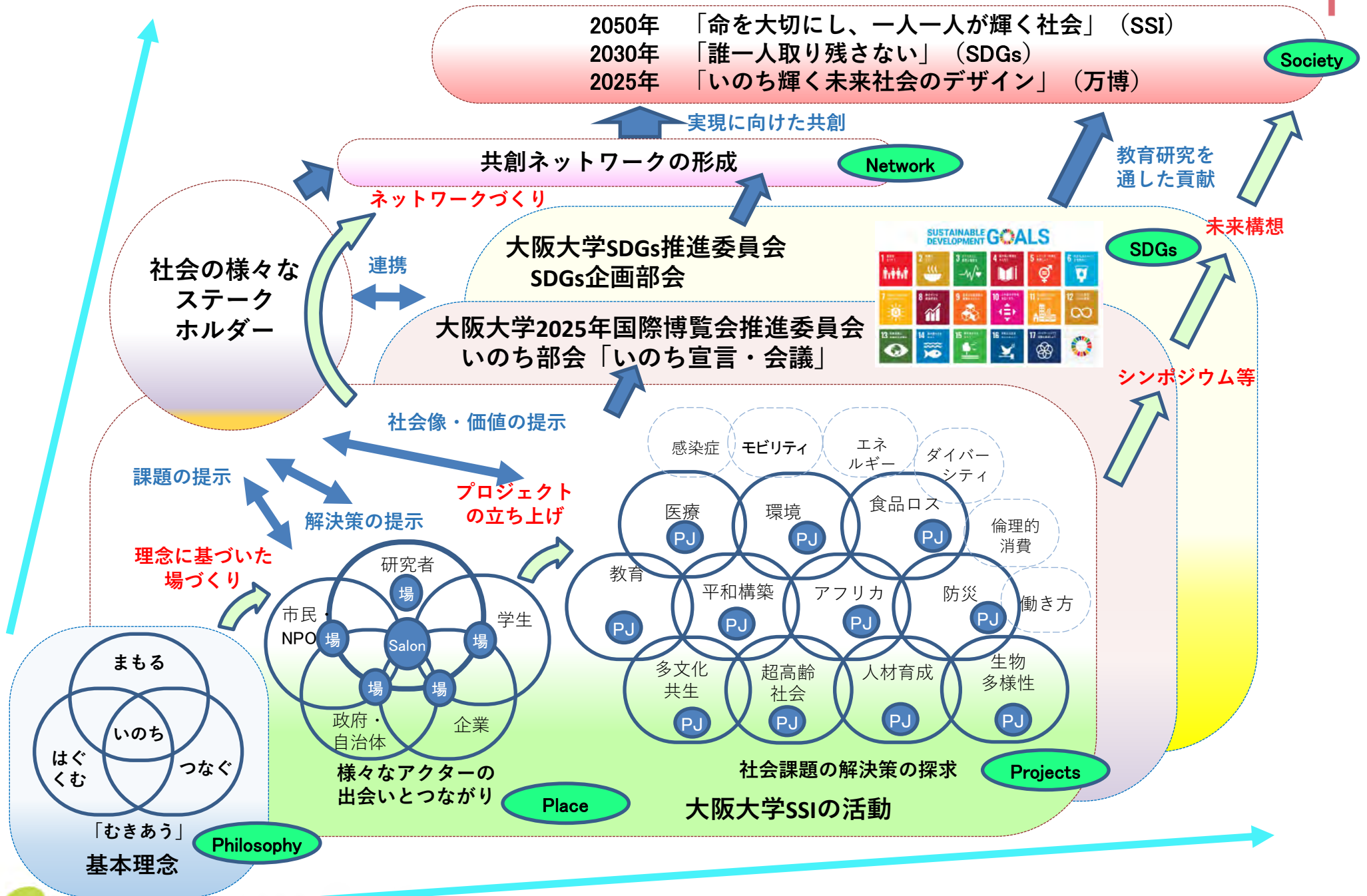


1. 大阪大学SSIのこれまでとこれから
2. 万博のはじまり
3. 「誰一人取り残さない」により「いのち輝く未来社会」へ
4. 大阪大学の万博との取組
5. 「誰一人取り残さず、いのちを輝かせる」

その1 ビジョン

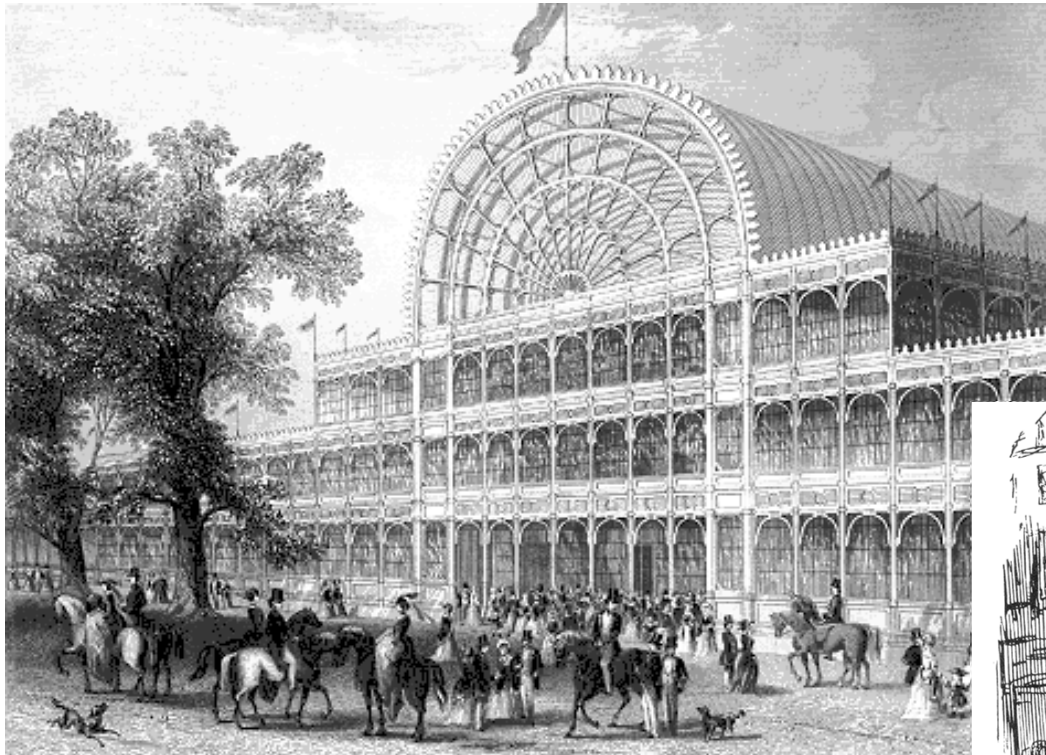
その2 場とアクション

1. 大阪大学・SSIのこれまでとこれから



2. 万博のはじまり

万博は新しい技術を多くの人に紹介するためにはじまりました。ですが社会は、、



ロンドン万国博覧会(1851)

https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/f/f0/Crystal_Palace.PNG

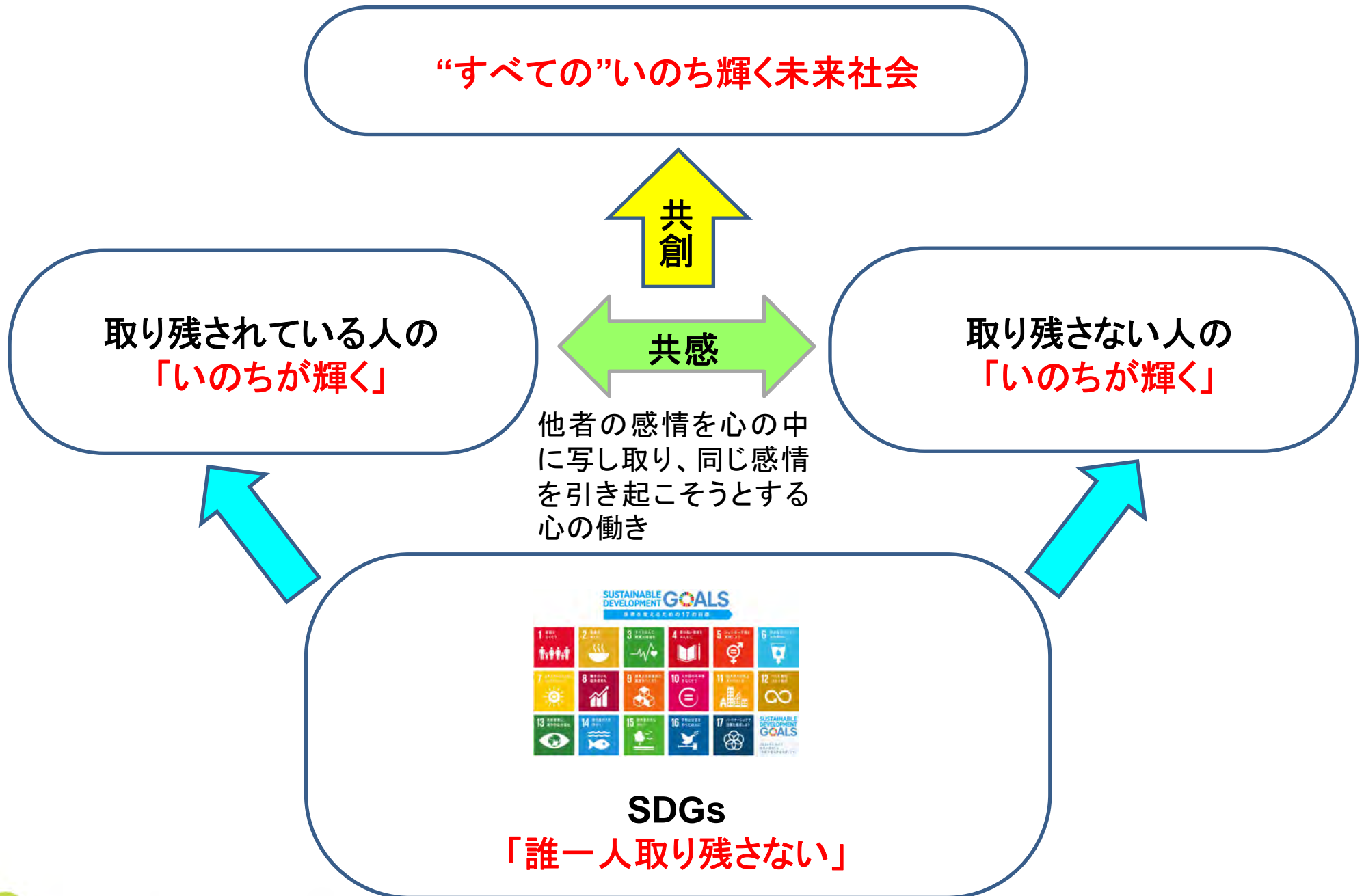


キング・コレラの王宮 (1852)
(『パンチ素描集』より)

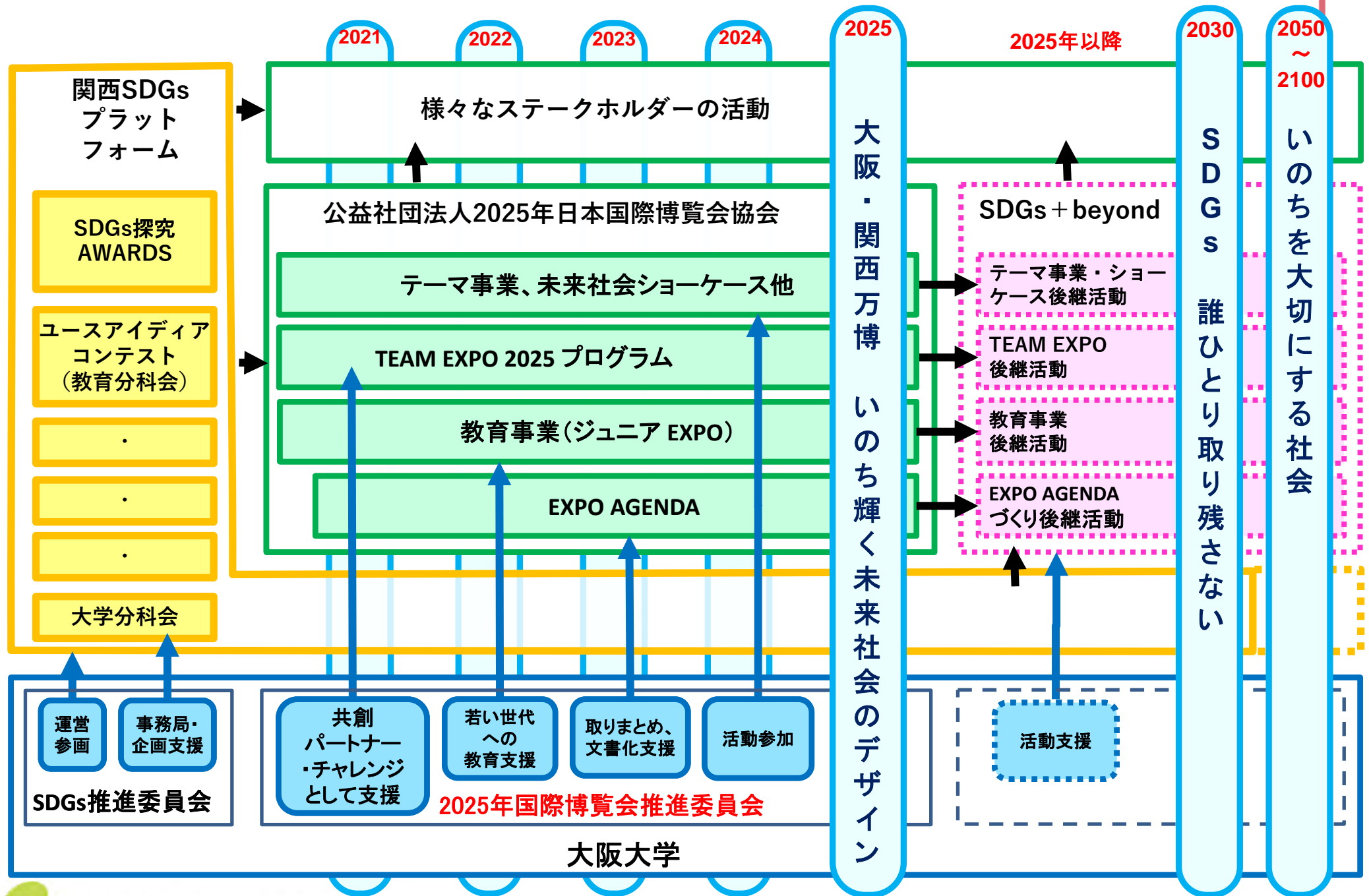
A COURT FOR KING CHOLERA.

https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/8/8c/Punch-A_Court_for_King_Cholera.png

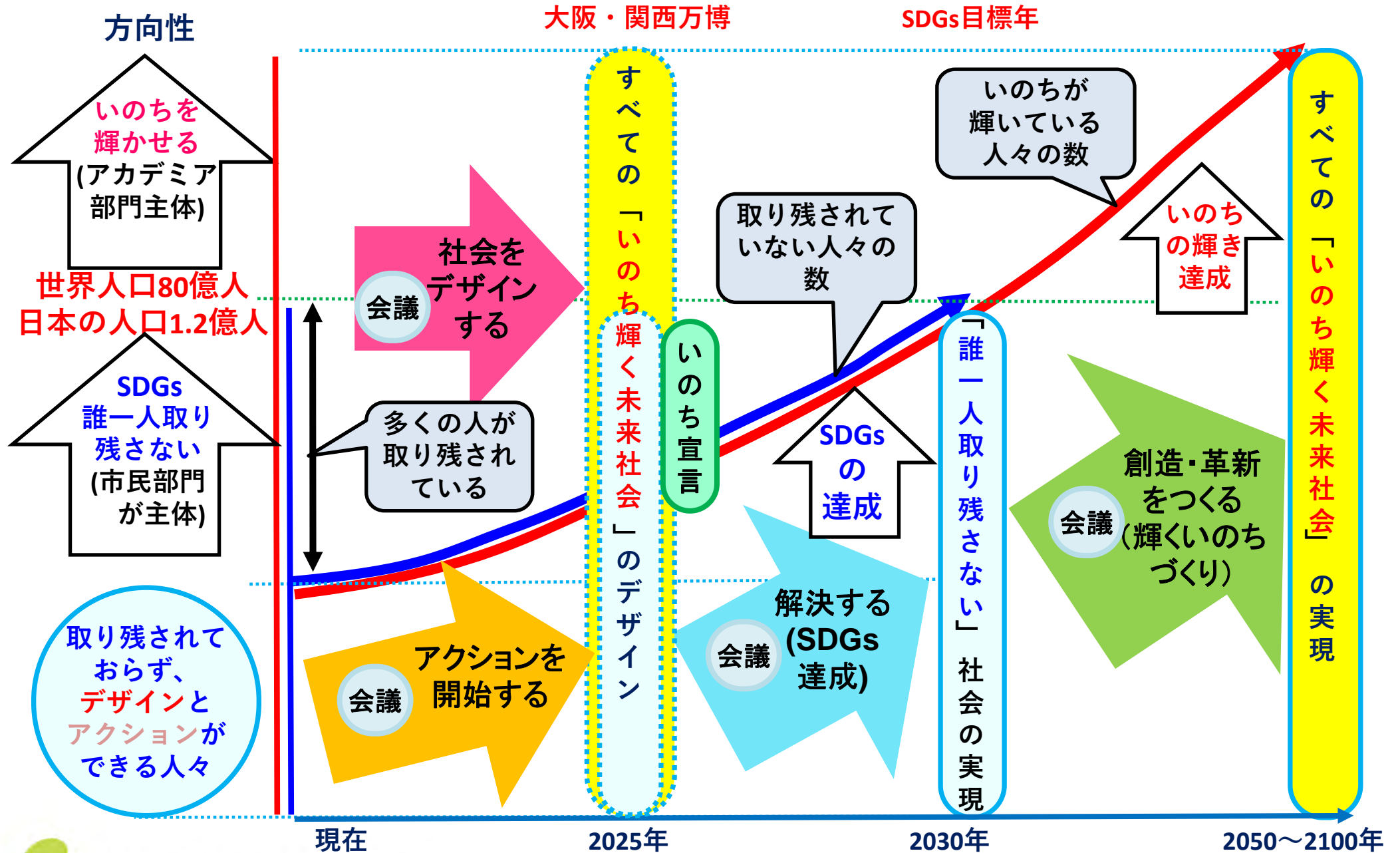




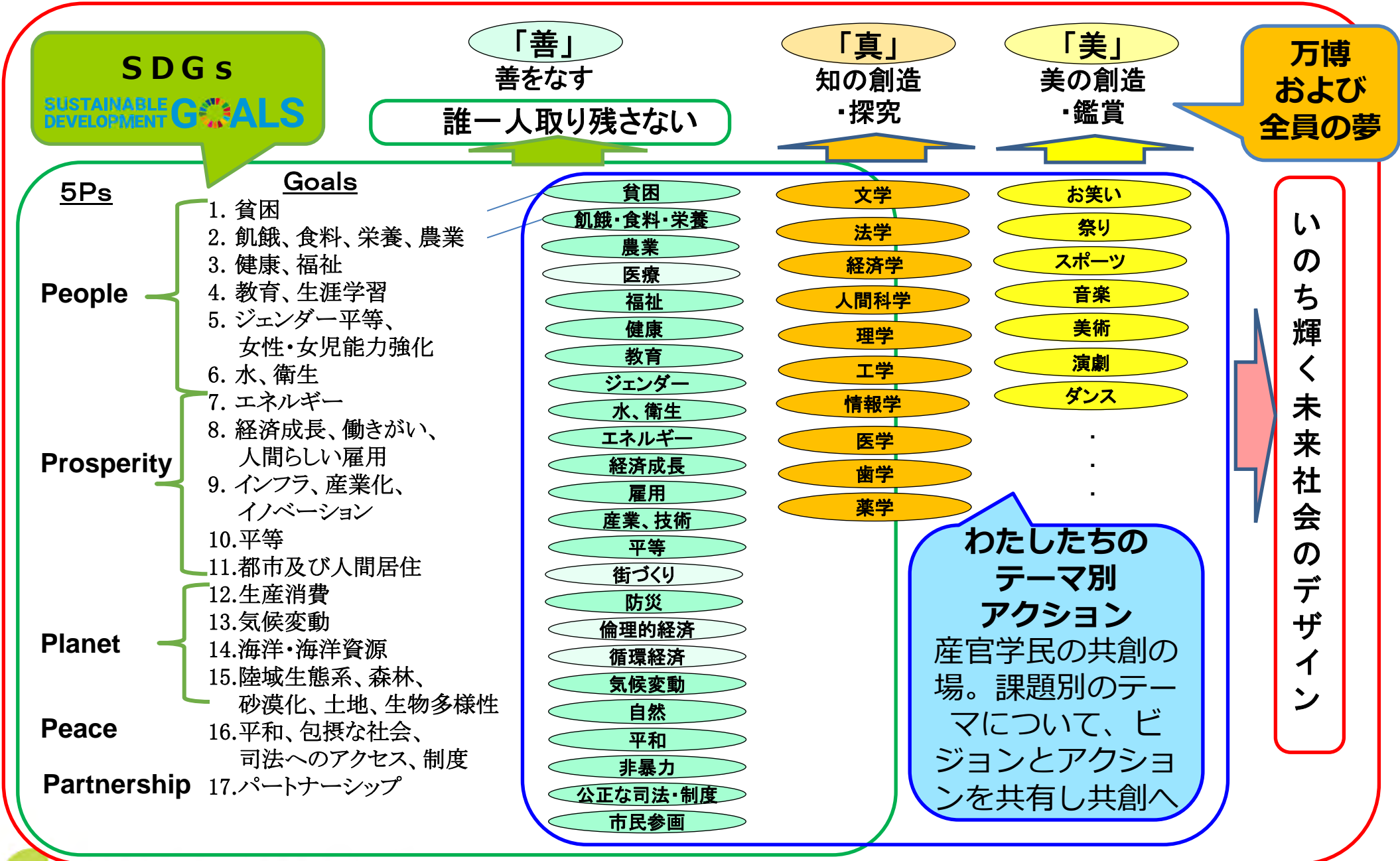
4. 大阪大学の万博との取組



5. 「誰一人取り残さず、いのちを輝かせる」 その1 ビジョン



5. 「誰一人取り残さず、いのちを輝かせる」 その2 場とアクション：いのち会議・いのち宣言



1. 国連2030アジェンダにおける前文とSDGs（持続可能な開発目標）
2. 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ
3. SDGsの達成状況
4. ESG（環境、社会、ガバナンス）の現状
5. 人類の持続性の現状 サステナビリティに関連する出来事
6. 現代の企業にもとめられるSDGs/ESG
7. 企業の公器性 『社会に奉仕しよう』
8. 企業・生業がつくっている価値
9. どんな経営がよいか？
10. SDGs/ESGのレベルアップ
11. 「買い手」の変化に対応する
12. 「世間」は助け合い：「三方良し」の社会に向けて
～ スポーツのような競争で世の中を良くする ～



1. 我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015年に国連で採択された「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下「2030アジェンダ」)では、「誰一人取り残さない」等の理念とSDGs(持続可能な開発目標)を合意。

SDGsの理念 (「2030アジェンダ」前文より)

- ・「誰一人取り残さない」(leave no one behind; LNOB) 誓い
- ・5Ps (People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership;
人間、豊かさ、地球、平和、パートナーシップ)
- ・すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成する
- ・目標及びターゲットは、統合され不可分のもの
- ・持続可能な開発の三側面、すなわち「経済」、「社会」及び「環境」の三側面の調和

SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)



17目標、169ターゲット、232指標で構成

SDGsに含まれるキーワード :

「すべての人々」
「あらゆる」
「包摂的」
「持続的」
「レジリエント」

2. 我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

(1) アイコンロゴ

これはご存じのSDGsのアイコンのロゴです。

SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)のロゴ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



引用：国際連合広報センター

SDGsのポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン ページ

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/ (2020/6/12アクセス)

2. 我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

(2) 構成

いちばんだいなことは、、、最初に書いてあります。

前文

宣言

導入部

- 1.
2. (総論)
3. (取り組むべき課題)
4. (誰一人取り残さない)
5. (新アジェンダの特徴)
6. (これまでの経緯)

我々のビジョン

7. (目指すべき世界像)
8. (目指すべき世界像)
9. (目指すべき世界像)

我々の共有する原則と約束

10. (主要原則)
11. (関連する主要国連会議)
12. (共通だが差異のある責任)
13. (統合されたアプローチの重要性)

今日の世界

14. (直面する課題)
15. (チャンス)
16. (MDGs で残された課題への対応)
17. (MDGs を超える課題への対応)

新アジェンダ

18. (総論)
19. (人権)
20. (ジェンダー)
21. (差別化)
22. (特別な課題を持つ国々)
23. (脆弱な人々)
24. (食料安全保障)
25. (教育)
26. (保健 UHC)
27. (経済基盤)
28. (持続可能な消費・生産)

新アジェンダ(つづき)

29. (移民)
30. (一方的経済措置の禁止)
31. (気候変動)
32. (気候変動)
33. (天然資源、海洋、生物多様性等)
34. (都市発展、化学物質等)
35. (平和と安全)
36. (文化)
37. (スポーツ)
38. (領土保全及び政治的独立)

実施手段

- 39.
40. (実施手段、アディスアベバ行動目標との関係)
41. (国家、民間セクターの役割)
42. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争)
43. (ODA の役割、コミットメントの再確認)
44. (国際金融機関の役割)
45. (国会議員、政府、公的機関の役割)
46. (経社理、国連開発システム)

フォローアップとレビュー

- 47.
48. (本件アジェンダを達成するための)

我々の世界を変える行動の呼びかけ

49. (国連とそれを支える価値観)
50. (新アジェンダの歴史的意義)
51. (新アジェンダの歴史的意義)
52. (人々を中心に据えたアジェンダ)
53. (結語)

持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲット

54. (SDGs 公開作業部会報告書)
55. (各国の状況を踏まえた差別化)
56. (特別な課題を持つ国々)
57. (データ収集のための能力構築)
58. (他のプロセスとの関係)
59. (各国の差別化)

持続可能な開発目標

実施手段とグローバル・パートナーシップ

60. (グローバル・パートナーシップ)
61. (実施手段)
62. (アディスアベバ行動目標との関係)
63. (各国と国際社会の役割)
64. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争)
65. (中所得国の課題)
66. (国内資金の動員、各国のオーナーシップ)
67. (民間企業活動)
- 68.
69. (債務)
70. (技術促進メカニズム)
71. (普遍性、不可分性、関連性)

フォローアップとレビュー

72. (フォローアップ・レビュー)
73. (各レベルでの必要性)
74. (基本原則)
75. (指標)
76. (能力開発)
77. (各レベルでのレビュー)

国内レベル

78. (各国の対応)
79. (国内での実施)

地域レベル

80. (役割)
81. (適切な地域フォーラムの特定)
82. (ハイレベル政治フォーラム)
83. (事務総長報告書)
84. (ステークホルダーの関与)
85. (テーマ別レビュー)
86. (アディスアベバ行動目標との関係)
88. (国連開発システム)
89. (メジャー・グループ)
90. (HLPF に向けた事務総長報告書)
91. (結語)

2. 我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

(3) 「前文」

わたしたちは、2015年に「**誰一人取り残さない**」ことを誓いました。これは人類の1万、10万、20万、200万年の歴史でも前例のない、チャレンジングで、極めて重要な決めごとだと思います。

このアジェンダは、**人間**、**地球**及び**繁栄**のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な**平和**の強化を追求するものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的な**パートナーシップ**の下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱(レジリエント)な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、**誰一人取り残さない**ことを誓う。

今日我々が発表する 17 の持続可能な開発のための目標(SDGs)と、169 のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標(MDGs)を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。これらは、**すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す**。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち**経済**、**社会**及び**環境**の三側面を調和させるものである。

これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう 15 年間にわたり、行動を促進するものになろう。



(3) 「前文」つづき

人間(People)

我々は、あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する。

地球(Planet)

我々は、地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

繁栄(Prosperity)

我々は、すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

平和(Peace)

我々は、恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育んでいくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

パートナーシップ(Partnership)

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

持続可能な開発目標の相互関連性及び統合された性質は、この新たなアジェンダ(以後「**新アジェンダ**」と呼称)の目的が実現されることを確保する上で極めて重要である。もし我々がこのアジェンダのすべての範囲にわたり自らの野心を実現することができれば、すべての人々の生活は大いに改善され、我々の世界はより良いものへと変革されるであろう。

2. 我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

(4) 「宣言」の「我々のビジョン」

ぜひ、わたしたちの目指すべき世界像をこれを読んでイメージしてください。

7. (目指すべき世界像)

これらの目標とターゲットにおいて、我々は最高に野心的かつ変革的なビジョンを設定している。

- 我々は、すべての人生が栄える、貧困、飢餓、病気及び欠乏から自由な世界を思い描く。
- 我々は、恐怖と暴力から自由な世界を思い描く。
- すべての人が読み書きできる世界。
- すべてのレベルにおいて質の高い教育、保健医療及び社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界。
- 身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界。
- 安全な飲料水と衛生に関する人権を再確認し、衛生状態が改善している世界。
- 十分で、安全で、購入可能、また、栄養のある食料がある世界。
- 住居が安全、強靱(レジリエント)かつ持続可能である世界。
- そして安価な、信頼でき、持続可能なエネルギーに誰もがアクセスできる世界。

8. (目指すべき世界像)

- 我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く。
- 人種、民族及び文化的多様性に対して尊重がなされる世界。
- 人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界。
- 子供たちに投資し、すべての子供が暴力及び搾取から解放される世界。
- すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受し、その能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界。
- そして、最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界。

9. (目指すべき世界像)

- 我々は、すべての国が持続的で、包摂的で、持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界を思い描く。
- 消費と生産パターン、そして空気、土地、河川、湖、帯水層、海洋といったすべての天然資源の利用が持続可能である世界。
- 民主主義、グッド・ガバナンス、法の支配、そしてまたそれらを可能にする国内・国際環境が、持続的で包摂的な経済成長、社会開発、環境保護及び貧困・飢餓撲滅を含めた、持続可能な開発にとってきわめて重要である世界。
- 技術開発とその応用が気候変動に配慮しており、生物多様性を尊重し、強靱(レジリエント)なものである世界。
- 人類が自然と調和し、野生動植物その他の種が保護される世界。



2. 我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

(5) 「持続可能な開発目標」(SDGs)

17目標は、169ターゲット、232指標は、「誰ひとり取り残さない」理念の実現のため。ただし指標は目的を代替的に示したものです。指標の目標値を達成したいわけですが、「誰ひとり取り残さない」目的が達成されるかが、より大事です。

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



2. 我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

(6) 5Ps, SDGs, Targets

ゴール		ゴール		ゴール		ゴール		ゴール	
1	貧困をなくそう	7	エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	12	つくる責任、つかう責任	16	平和と公正をすべての人に	17	パートナーシップで目標を達成しよう
2	飢餓をゼロに	8	働きがいも経済成長も	13	気候変動に具体的な対策を				
3	すべての人に健康と福祉を	9	産業と技術革新の基盤を作ろう	14	海の豊かさを守ろう				
4	質の高い教育をみんなに	10	人や国の不平等をなくそう	15	陸の豊かさを守ろう				
5	ジェンダー平等を実現しよう								
6	安全な水とトイレを世界中に								
ゴール	ターゲット	ゴール	ターゲット	ゴール	ターゲット	ゴール	ターゲット	ゴール	ターゲット
1 貧困をなくそう	1 極度の貧困の撲滅	7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	1 エネルギーサービスアクセス確保	12 つくる責任、つかう責任	1 10年計画枠組み	16 平和と公正をすべての人に	1 暴力と暴力による死亡防止	17 パートナーシップで目標を達成しよう	1 課税・徴税のための国内資源動員
	2 あらゆる次元の貧困状態の半減		2 再生可能エネルギーの大幅拡大		2 天然資源効率利用		2 こどもの虐待・搾取・取引等		2 ODA
	3 社会保障制度・対策と貧困層・脆弱層保護		3 エネルギー効率改善率倍増		3 食品ロス		3 法支配促進・司法平等アクセス		3 開発途上国のための財源
	4 資源・サービスアクセスへの平等な権利確保		a クリーンエネルギーに関する研究・利用・投資		4 化学物質・廃棄物管理		4 違法資金・武器取引・財産収奪・組織犯罪防止		4 債務リスク・問題
	5 気候変動関連を含む防災・減災		b 途上国のすべての人へのインフラ整備		5 廃棄物削減・再利用		5 汚職・賄賂削減		5 後発途上国投資
	a 途上国の貧困への十分な知恵や人材のサポート		1 経済成長		6 企業の取組み・情報公開		6 公共機関透明性・説明責任確保		6 科学技術イノベーションのための連携・調整
	b 政策枠組の策定と貧困撲滅のための投資拡大		2 経済的な生産性		7 公共調達		7 対应的・包摂的・参加型・代表的意思決定		7 環境配慮技術の開発途上国開発・移転・普及
	1 全人類の安全・栄養ある食料確保		3 中小零細企業設立・成長		8 ライフスタイル		8 グローバスタバナスへの開発途上国参加		8 後発途上国の技術・イノベーション能力向上
	2 子供・若年女子・妊婦・高齢者等の栄養不良解		4 SCP10年計画枠組み		a 途上国への持続可能な消費・生産の促進支援		9 出生登録と身分証明提供		9 開発途上国の能力構築国際支援
	3 小規模食料生産者の農業生産性・所得倍増		5 雇用、ダイバーシティ、同一労働同一賃金		b 観光業の地域への貢献度の評価		10 情報への公共アクセス		10 公平な多角的貿易体制
4 食料生産システム皆済による強靱な農業	6 若者の就労・修学・職業訓練	c 非効率な補助金の削減	11 開発途上国・犯罪の撲滅のための国際協力	11 開発途上国・後発途上国輸出増					
5 遺伝的多様性・遺伝資源関連公平性確保	7 強制労働・奴隷制・人身売買・児童就労撲滅	1 防災・減災	a 暴力とテロ・犯罪の撲滅のための国際協力	a 後発途上国の無税・無障の市場アクセス					
a 途上国の農業生産能力向上目的の投資拡大	8 労働者権利保護、安全安心な労働環境	2 国家による対策	b 非差別的な法規及び政策の推進・実施	b マクロ経済安定政策					
b 農作物の貿易の公平性の確保	9 観光業	3 教育・啓発・能力・制度改善		14 持続可能な開発のための政策					
c 食品価格の急激な変動の防止	10 銀行・保険・金融サービスアクセス	a 迅速な資本投入による緑の気候基金の本格始動		15 各国の政策空間及びリーダーシップの尊重					
1 妊産婦死亡削減	a 途上国に対する貿易援助の拡大	b 気候変動対策で不平等の起きない仕組みづくり		16 マルチステークホルダー					
2 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡根絶	b 若者が働きやすい制度の作成	1 汚染防止・削減		17 公的・官民・市民社会					
3 伝染病根絶・感染症対応	1 地域・越境インフラ	2 生態系保護・回復		18 データ整備・利用可能性拡大					
4 伝染病根絶・感染症対応	2 産業化	3 酸性化最小化・対処		19 持続可能開発尺度開発。途上国統計能力構築					
5 薬物乱用・アルコール有害摂取等防止・治療	3 金融・バリューチェーン・市場アクセス	4 水産資源管理・回復							
6 交通事故死者半減	4 資源利用効率化・環境技術	5 沿岸・海洋10%以上保全							
7 全員のリアロダクティブヘルス確保	5 イノベーション	6 問題ある補助金撤廃・抑制							
8 ユニバーサルヘルスカバレッジ (UHC達成)	a 途上国へのインフラ支援	7 小島嶼・後発途上国への資源利用							
9 有害物質や大気・水質・土壌汚染による死亡削減	b 途上国の技術開発・研究・イノベーション支援	a 途上国への知識・研究能力・海洋技術の移転							
a たばこ規制に関する枠組条約の実施	c 途上国におけるインターネットインフラ支援	b 小規模な漁師の市場への参入支援							
b 途上国へのワクチンや医薬品の研究開発支援	1 所得成長	c 国際法による海洋資源保護と持続的な海洋利用							
c 途上国の保健財政や保健人材の充実	2 能力強化、包摂	1 生態系保全・回復・持続可能利用							
d 全世界での健康リスクの早期発見とリスク改善	3 機会均等と成果	2 森林保全・回復							
1 初等・中等教育を全員に	4 政策	3 砂漠化防止・土地回復							
2 乳幼児発達・ケアと就学前教育を全員に	5 金融の規制・モラル	4 山地生産性保全							
3 技術・職業・高度教育アクセスを全員に	6 国家を包摂した経済金融制度	5 絶滅危惧種保護・絶滅防止							
4 雇用・起業のための技能獲得者大幅増	7 移住・流動性促進	6 遺伝資源アクセス							
5 ジェンダー格差解消と脆弱層教育アクセス	a 途上国への貿易支援	7 動植物種多様性・違法取引防止							
6 読み書き・基本計算能力を大多数が習得	b 途上国への積極的な開発援助	8 外來・優先種対策							
7 持続可能な開発の知識・技能を全員に	c 移住労働者による送金コストの引き下げ	9 生態系・生物多様性価値の政策反映							
8 誰もが安心して利用できる学習環境の提供	1 基本サービス・スラム改善	a 生物多様性と生態系保護のための資金調達							
9 高等教育の奨学金の途上国への提供	2 交通・輸送	b 途上国の森林保護のためのインセンティブ付与							
a 国際協力における途上国への教師の派遣	3 都市化・人間居住計画・管理	c 密猟や違法取引に依らない地域への生計支援							
1 女性・女兒差別撤廃	4 文化遺産・自然遺産								
2 女性・女兒への暴力排除	5 防災・減災								
3 あらゆる有害慣行の撤廃	6 公害								
4 無報酬の育児・介護・家事労働認識	7 緑地・公共スペース								
5 女性参画、リーダーシップ機会確保	a 都市・郊外・農村のつながりの強化								
6 性と生殖の健康・権利への普遍アクセス確保	b 総合的な災害リスク管理の実施								
7 女性の経済上の平等な権利の確保	c 途上国の地元の資材を用いた建造物整備								
a ICTの活用での女性が活躍できる社会の実現									
b ジェンダー平等を促進する政策や法律の導入									
1 飲料水への普遍的アクセス確保									
2 下水設備・衛生施設アクセス確保									
3 水質改善									
4 水利用効率化・水不足改善									
5 水資源管理									
6 水に関連する生態系保護・回復									
a 水とトイレに関する途上国への支援拡大									
b 地域コミュニティの参加支援・強化									

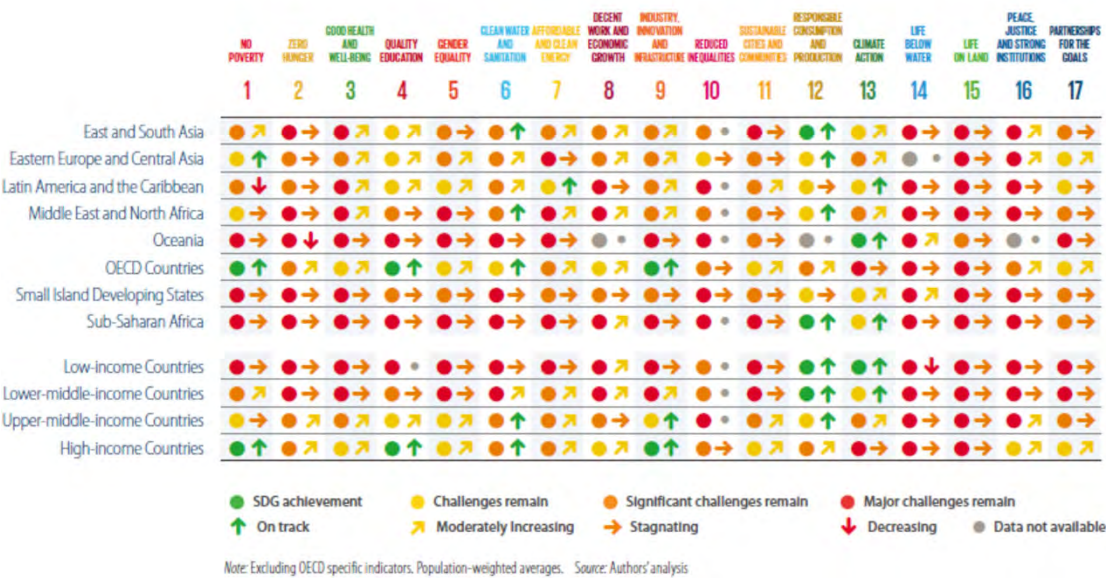
※ SDGsゴールは簡易表現、ターゲットは省略記述をしています

3. SDGsの達成状況

その目標の達成状況は現状、以下の通り。2030年の達成は困難といわれます。この達成には莫大なお金が必要です。自助・共助・公助も必要でしょう。そしてわたしたちは、困難だからといって、今までのようにあきらめるべきでしょうか？

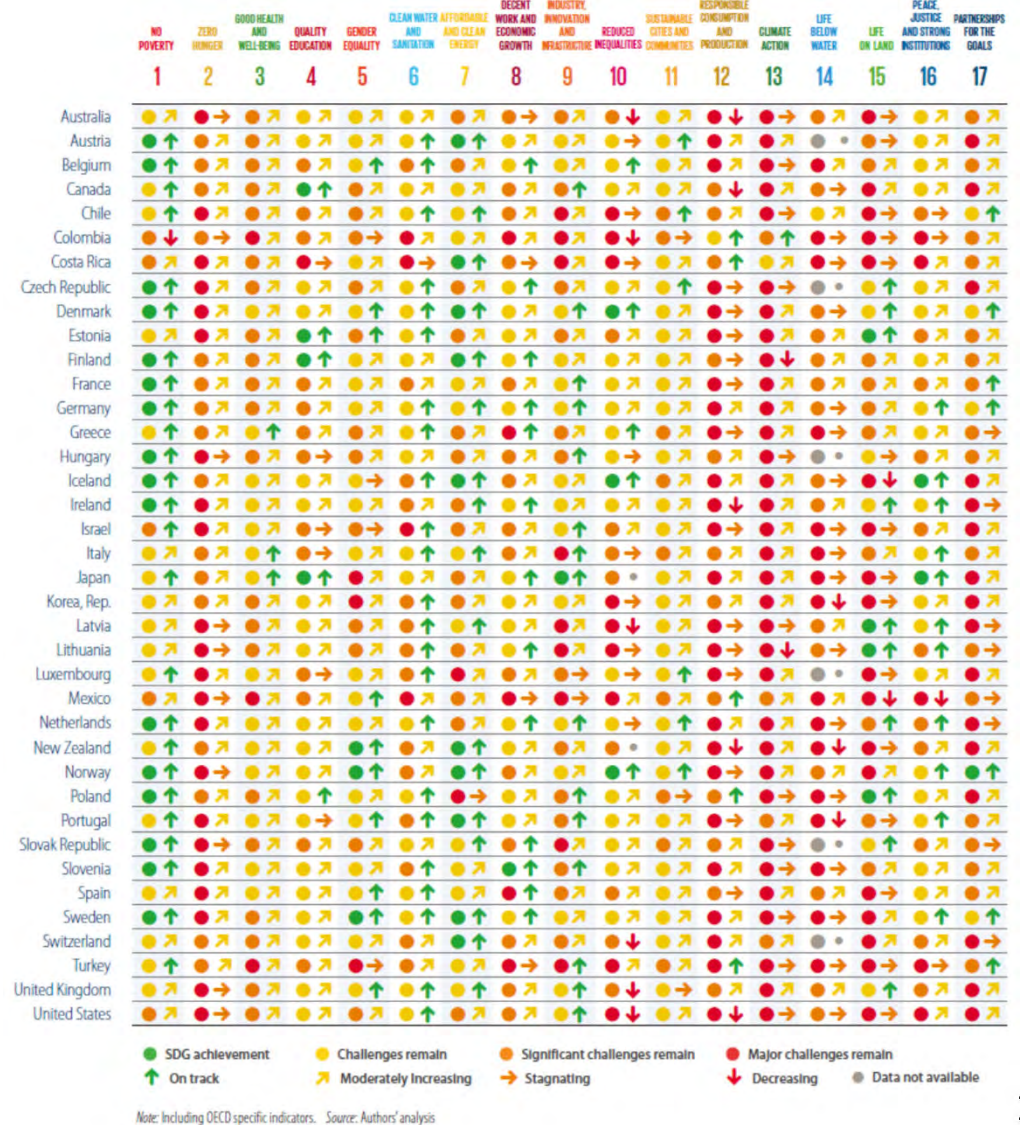
全世界のSDGsダッシュボード(地域/所得グループ別)

Figure 2.8
2022 SDG dashboards by region and income group (levels and trends)



OECD加盟国ごとのSDGsダッシュボード

Figure 2.9
2022 SDG dashboards for OECD countries (levels and trends)



引用: ベルテルスマン財団 & SDSN (2021) 『Sustainable Development Report 2022』, p.20-21, ベルテルスマン財団 & SDSN
この報告書は、以前はSDG Index and Dashboards Reportという名称。
<https://dashboards.sdgindex.org/> (2022/6/27アクセス)
※ベルテルスマン財団: Bertelsmann Stiftung. 在ドイツ。
※SDSN: Sustainable Development Solutions Network、持続可能な開発ソリューションネットワーク)。2016年に設立

4. ESG(環境、社会、ガバナンス)の現状 その1 GRI Standard

「GRIスタンダードは、組織が経済、環境、社会に与えるインパクトを一般に報告する際の、グローバルレベルにおけるベストプラクティスを提示するための規準です。スタンダードに基づいて作成されたサステナビリティ報告書では、組織が持続可能な発展に対して与える、プラスおよびマイナスの寄与に関する情報が提供されます。」引用:GRI(Global Reporting Initiative)ウェブサイト

<https://www.globalreporting.org/standards/gri-standards-translations/gri-standards-japanese-translations-download-center/>
(2020/6/12アクセス)

経済	201:経済パフォーマンス	201-1	創出、分配した直接的経済価値	社会	401:雇用	401-1	従業員の新規雇用と離職	
		201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会			401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	
		201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度			401-3	育児休暇	
		201-4	政府から受けた資金援助		402:労使関係	402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	
	202:地域経済での存在感	202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与との比率(男女別)		403:労働安全衛生	403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	
		202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合			403-2	傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	
	203:間接的な経済的インパクト	203-1	インフラ投資および支援サービス			403-3	疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者	
		203-2	著しい間接的な経済的インパクト			403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	
	204:調達慣行	204-1	地元サプライヤーへの支出の割合		404:研修と教育	404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	
	205:腐敗防止	205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所			404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	
		205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修			404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	
		205-3	確定した腐敗事例と実施した措置		405:ダイバーシティと機会均等	405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	
	206:反競争的行為	206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置			405-2	基本給と報酬総額の男女比	
	環境	301:原材料	301-1		使用原材料の重量または体積	406:非差別	406-1	差別事例と実施した救済措置
			301-2		使用したリサイクル材料	407:結社の自由と団体交渉	407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー
			301-3		再生利用された製品と梱包材	408:児童労働	408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー
		302:エネルギー	302-1		組織内のエネルギー消費量	409:強制労働	409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー
			302-2		組織外のエネルギー消費量	410:保安慣行	410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員
			302-3		エネルギー原単位			
			302-4		エネルギー消費量の削減	412:人権アセスメント	412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所
302-5			製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	412-2	人権方針や手順に関する従業員研修			
303:水		303-1	水源別の取水量	412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約			
		303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	413:地域コミュニティ	413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所		
		303-3	リサイクル・リユースした水		413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所		
304:生物多様性		304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	414:サプライヤーの社会面のアセスメント	414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー		
			活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト		414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置		
			生息地の保護・復元		415:公共政策	415-1	政治献金	
			事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種			416:顧客の安全衛生	416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価
305:大気への排出		305-1	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例			
		305-2	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	417:マーケティングとラベリング	417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項		
		305-3	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)		417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例		
		305-4	温室効果ガス(GHG)排出原単位		417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例		
		305-5	温室効果ガス(GHG)排出量の削減	418:顧客プライバシー	418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立		
	305-6	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量	419:社会経済面のコンプライアンス		419-1	社会経済分野の法規制違反		
305-7	窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物							
306:排水および廃棄物	306-1	排水の水質および排出先						
	306-2	種類別および処分方法別の廃棄物						
	306-3	重大な漏出						
	306-4	有害廃棄物の輸送						
	306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域						
307:環境コンプライアンス	307-1	環境法規制の違反						
308:サプライヤーの環境面のアセスメント	308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー						
	308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置						

GRIについて:

“GRI is an independent international organization that has pioneered sustainability reporting since 1997.”

<https://www.globalreporting.org/information/about-gri/Pages/default.aspx> (2020/6/12アクセス)

引用:各項目の日本語については、サントリーホールディングス社のサイトを参照
<https://www.toshiba/ww/ja/csr/search/iso26000.html> (2020/6/12アクセス)

ISO26000 Guidance on social responsibility (社会的責任に関する手引)

「ISOは正式名称を国際標準化機構(International Organization for Standardization) (外部サイトへリンク)といい、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関で、電気・通信及び電子技術分野を除く全産業分野(鉱工業、農業、医薬品等)に関する国際規格の作成を行っています。」

引用: 日本産業標準調査会ウェブサイト<https://www.jisc.go.jp/international/index.html> (2020/6/12アクセス)

「ISO 26000 は、組織が社会的責任をどのように果たすかについての手引きを提供するものであり、その適用範囲には、ISO 26000 が認証に用いられるべきではないことが明確に述べられています。」

引用: 公益財団法人日本適合性認定協会 https://www.jab.or.jp/news/2011/20110303_2.html

ISO26000は、日本産業規格(JIS)化の検討がなされ、JIS Z 26000:2012 社会的責任に関する手引が制定された。

社会的責任の中核主題に関する手引(項目6)の構成

- 6.2 組織統治
- 6.3 人権
 - 6.3.3 デューデリジェンス
 - 6.3.4 人権に関する危機的状況
 - 6.3.5 加担の回避
 - 6.3.6 苦情解決
 - 6.3.7 差別および社会的弱者
 - 6.3.8 市民的および政治的権利
 - 6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利
 - 6.3.10 労働における基本的原則及び権利
- 6.4 労働慣行
 - 6.4.3 雇用及び雇用関係
 - 6.4.4 労働条件及び社会的保護
 - 6.4.5 社会的対話
 - 6.4.6 労働における安全衛生
 - 6.4.7 職場における人材育成及び訓練
- 6.5 環境
 - 6.5.3 汚染の予防
 - 6.5.4 持続可能な資源の利用
 - 6.5.5 気候変動緩和及び適応
 - 6.5.6 環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復
- 6.6 公正な事業慣行
 - 6.6.3 汚職防止
 - 6.6.4 責任ある政治的関与
 - 6.6.5 公正な競争
 - 6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進
 - 6.6.7 財産権の尊重
- 6.7 消費者課題
 - 6.7.3 公正なマーケティング、情報及び契約慣行
 - 6.7.4 消費者の安全衛生の保護
 - 6.7.5 持続可能な消費
 - 6.7.6 消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決
 - 6.7.7 消費者データ保護及びプライバシー
 - 6.7.8 必要不可欠なサービスへのアクセス
 - 6.7.9 教育及び意識向上
- 6.8 コミュニティへの参画およびコミュニティの発展
 - 6.8.3 コミュニティへの参画
 - 6.8.4 教育及び文化
 - 6.8.5 雇用創出及び技能開発
 - 6.8.6 技術の開発及び技術へのアクセス
 - 6.8.7 富及び所得の創出
 - 6.8.8 健康
 - 6.8.9 社会的投資



- ・世界経済フォーラム(ダボス会議)は、「ステークホルダー資本主義測定指標」を、「ステークホルダー資本主義の進捗の測定: 持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して」において、発表。
- ・「2020年9月には、「ステークホルダー資本主義の進捗の測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」と題する報告書を公表し、ESGの指標と開示・報告の枠組み(「ステークホルダー資本主義指標」)を発表した。
- 「ステークホルダー資本主義指標」は、「ガバナンス」「地球」「人」「繁栄」の4つの原則に焦点を当て、21の中核指標(下表参照)と34の拡大指標から構成される。」

世界経済フォーラムが発表したステークホルダー資本主義指標

表: 「ガバナンスの原則」の中核指標

ガバナンスの目的	目的の設定
ガバナンス機関の質	ガバナンス機関の構成
ステークホルダー・エンゲージメント	ステークホルダーに影響を与えるマテリアル・イシュー
倫理的行動	汚職防止
	倫理的助言と通報制度の保護
リスクと機会の監督	リスクと機会のビジネスプロセスへの統合

表: 「地球」の中核指標

気候変動	温室効果ガス排出量
	TCFD提言の実施
自然の喪失	土地利用と生態系への配慮
淡水利用の可能性	水ストレス地域における水消費量及び取水量

表: 「人」の中核指標

尊厳と平等	多様性とインクルージョン
	給与の平等
	賃金水準
	児童労働、強制労働のリスク
健康とウェルビーイング	健康と安全
将来のためのスキル	教育訓練

表: 「繁栄」の中核指標

雇用と富の創出	雇用者数と比率
	経済的貢献
	金融投資への貢献
より良い製品とサービスのイノベーション	研究開発費総額
コミュニティと社会の活力	納税総額

- 2020年 6月 IOSCO（証券監督者国際機構）が
「IOSCO・サステナブルファイナンス・タスクフォース（STF）」を設置
※IOSCO：International Organization of Securities Commissions
- 2021年 4月【EU】 欧州委員会（EC）が「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」公表
※CSRD：Corporate Sustainability Reporting Directive
EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）による
- 6月【日本】 「日本版コーポレートガバナンス・コード」改訂
- 11月【IFRS】 IFRS財団が「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」設立
※ISSB：International Sustainability Standards Board
- 2022年 3月【IFRS】 IFRS財団が「IFRSサステナビリティ開示基準草案」公表
「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（S1）
「気候関連開示」（S2）
→ 2023年に最終化予定
- 3月【米】 米国証券取引委員会（SEC）が「気候関連開示規則案」公表
→2023会計年度適用開始予定
- 4月【EU】 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が
「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）案」公表→11月承認
※EFRAG：European Financial Reporting Advisory Group
※ESRS：European sustainability reporting standards
→ 2023年6月EC承認予定→2024会計年度CSRD/ESRS適用開始予定
- 7月【日本】 （公財）財務会計基準機構（FASB）内に「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）」設立
- 11月【日本】 金融庁が「企業内容等の開示に関する内閣府令」等改正案公表
有価証券報告書に「サステナビリティ情報」「人的資本・多様性」などの記載
→2023年4月以降事業年度適用開始

5. 人類の持続性の現状 サステナビリティに関連する出来事

サステナビリティについては、営々とした努力が、先人により行われてきました。

- 1983年 国連「環境と開発に関する世界委員会」(ブルントラント委員会)設置
- 1987年 国連「環境と開発に関する世界委員会」報告書「Our Common Future」
中心的概念「**持続可能な開発**」(sustainable development)
- 1990年 経団連1%クラブ設立。企業メセナ協議会設立。バブル崩壊
- 1991年 経団連「企業行動憲章」制定
- 1992年 国連環境開発会議(「リオ」「地球サミット」)。**環境市民設立**
- 1994年 ジョン・エルキントンが「**トリプルボトムライン(環境、社会、経済)**」を提唱
- 1995年 **阪神・淡路大震災。ボランティア元年**→1996年日本NPOセンター設立→1998年NPO法制定
- 1997年 国連気候変動枠組条約 第3回締約国会議(COP3・京都会議)「**京都議定書**」
Grobal Reporting Initiative(GRI)設立:当初ボストン。2002年からアムステルダム。
- 2001年 **ミレニアム開発目標(MDGs, Millennium Development Goals)**策定。環境省設置
- 2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議(「リオ+10」「ヨハネスブルクサミット」)
- 2008年 リーマンショック →2009年 日本ファンドレイジング協会 設立
- 2010年 生物多様性条約 第10回締約国会議(COP10):名古屋議定書・愛知目標採択
国際規格「**ISO26000(社会的責任に関する手引き)**」策定(2001年検討開始)
- 2011年 マイケル・ポーターとマーク・クラマーが**CSV(Creating Shared Value)**を提唱。東日本大震災発災
- 2012年 国連持続可能な開発会議(「リオ+20」)。JIS規格JISZ26000「社会的責任に関する手引」
- 2015年 **持続可能な開発目標(SDGs, Sustainable Development Goals)**策定
国連気候変動枠組条約 第21回締約国会議(COP21)「**パリ協定**」
- 2021年 **日本において2050年にカーボンニュートラルを宣言**(10月16日臨時国会での菅総理所信表明演説)
- 2021年 東京オリンピック・パラリンピック 開催
- 2025年 **大阪・関西万博 開催(テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」)**。SDGsに同期)
- 2030年 **SDGs「誰ひとり取り残さない」&17目標、169ターゲット、232指標目標年限**
- 2050年 **パリ協定:全世界で温室効果ガス排出量半減(先進国80%以上削減)→2070年日本は100%削減**
→Climate Ambition Alliance121カ国とEUが加盟他、数カ国が2050年のカーボンニュートラルを宣言。



- 国連で2015年に採択された国連2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」誓いがなされ、SDGs(持続可能な開発目標)が定められました。SDGsは17ゴール、169ターゲット、232指標を含み、あとほぼ8年になりますが2030年の達成を世界で目指しています。
- SDGsについては、万博に関連して、ジュニアEXPOといった取り組みで小中学校への教育が総合学習の時間などでおこなわれたり、高校生などにも探求学習が提供され、大学の授業においても教えられたりもしています。テレビなどでもSDGsについての紹介は毎日のようになされています。こうして、**すでに一般のSDGs認知度は86%(2022年1月調べ)**という調査もあり、**詳細については濃淡はあるものの、その理解はすすんでいます。**

<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2022/0427-010518.html>

- 関連の動きとして、日本では政府が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2018年閣議決定)でSDGs未来都市選定などを開始。さらに第2期「戦略」(2019年閣議決定)では、主に、地方における金融の促進を意図して**「地方創生SDGs登録・認証等制度」**を広げること決めました。この制度は、宣言、登録、認証という3段階で、企業が自らのSDGSについての取り組みを前提に、自治体に申請・登録し、その企業名が公表されるものです。全体の制度設計は内閣府地方創生推進事務局で、具体的な制度は各自治体によって導入されています。**これには多くの企業がすでに申請・登録はじめています。**



- 現在、株式を上場している企業(以下、上場企業)には、ESG(環境、社会、ガバナンス)の追求が、投資家・株主から強くもとめられて、その情報開示が進んでいます。もし、これを行わなければ、リスクが高いと評価されるなど、株価があがりづらくなります。証券取引所改革で新しくできるプライム市場に上場する会社は、気候変動に関する開示などがさらに厳しくなっています。この情報開示は、株式評価のためにESG評価機関といった組織が企業に対してもとめており、**上場企業は、ESG情報の開示を、一般への開示も含めて強めています。**
- CSR(企業の社会的責任)調達とよばれる資材等の調達における取引先におけるCSRのチェックは、従来からおこなわれてきました。昨今はさらに、上記のESGトレンドなどにより、**上場企業の取引する場合には、取引の前提として、また取引中は継続的に、自社および商品のESG/CSRのレベルを、より具体的に報告する必要性がでてきています。**このようにBtoB(企業から企業)と呼ばれる企業間取引においても、CSR/ESGのレベルが問われてきています。また、BtoG(企業から政府)とよばれる公共調達においても今後さらに厳しくなっていくことが見込まれます。



- 消費者に代表される最終的な顧客は、そもそも企業の生業の目的ですし、顧客に購入していただければ売上げ獲得できず仕事が成り立ちませんので、その購買の意思決定の影響は強く、企業にとってきわめて重要です。
- こういったBtoC(ビジネスから消費者)やBtoBtoCの取引では、一般に**エシカル消費(倫理的消費)**と呼ばれる動きが強まっています。これは、上場企業に対するESGトレンドも影響されていると考えられます。日本でも消費者庁や経済産業省(関西では近畿経済産業局)が、普及啓発活動に力を入れています。
- フェアトレードという言葉も普及し、フェアトレード認証ラベルがついた商品も増えています。フェアトレードとは直訳では、公正な取引ですが、適切な調査や働きかけにより、生産者や環境に負荷をかけないものであるとの認証のついた商品のことです。こういった商品がカフェチェーンやコンビニエンスストアなどでも提供されるようになってきています。
- 企業側の動きも強まってきたなかで、消費者の普及・啓発もなされてきており、商品や企業のSDGs/ESGに対する消費者の注目が強まっています。**



すでに見習うべきモデルはあります。

社会を支えるには企業の役割は重要。立石一真は、企業の公器性を実践し、理念化し、共有し、オムロンの方々は、ステークホルダー共感・共助・共生経営を実践してきました。

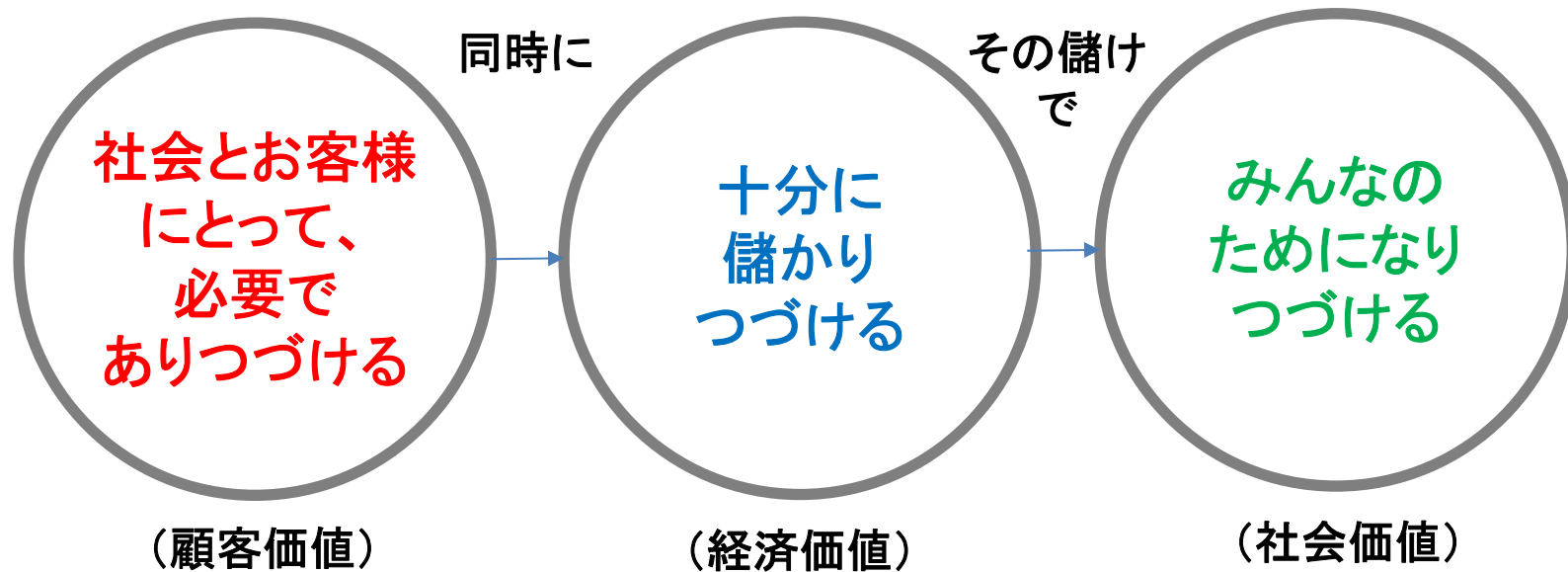
「私は経験をもとに、私どもの企業理念として企業の公器性をうたっている。
私どもの毎日の働きによって、まず企業を伸ばす。私どもは、企業は伸ばすより手がない
ということを信条としているので、企業を伸ばすことによって、より多く社会に奉仕しよう。」
「具体的にいうと、企業を伸ばすことによって、私どもの企業が
近隣の地域社会に豊富な雇用を与えることができるということである。
そうすると、その地域社会に対して好ましい隣人になる。さらに、
得意先にはよい仕入れ先になり、仕入れ先に対してはよい得意先になることで奉仕する。
また企業は、当然適正な利潤を追求するから、
その利潤によって、まずその半分ぐらいは税金の形で国家に奉仕する。
残り、社員に対しては“高賃金、高能率”の方針で奉仕する。
株主に対しては、高配当という形で奉仕する。
得意先に対しては、研究投資、設備投資により、よい商品を、より安くつくって奉仕する。
さらに、企業はその属する地域社会の恩恵をうけているから、
利潤の一部で地域社会に対して具体的な社会奉仕をしていく。 (中略)
現実につくっている商品の機能、働きそのもので、社会に対する奉仕を行なっていく。
それに続いて、新しい商品、つまりその時点で社会に対してもっともよく奉仕できるような
商品をつぎつぎに開発、生産することによって奉仕していく—(中略)—
このようないろいろの奉仕を積み重ねることによって、よりよい社会が実現してこそ、
私どもも自由にして、平和な、よき生活を享受できる」



8. 企業・生業が作っている価値

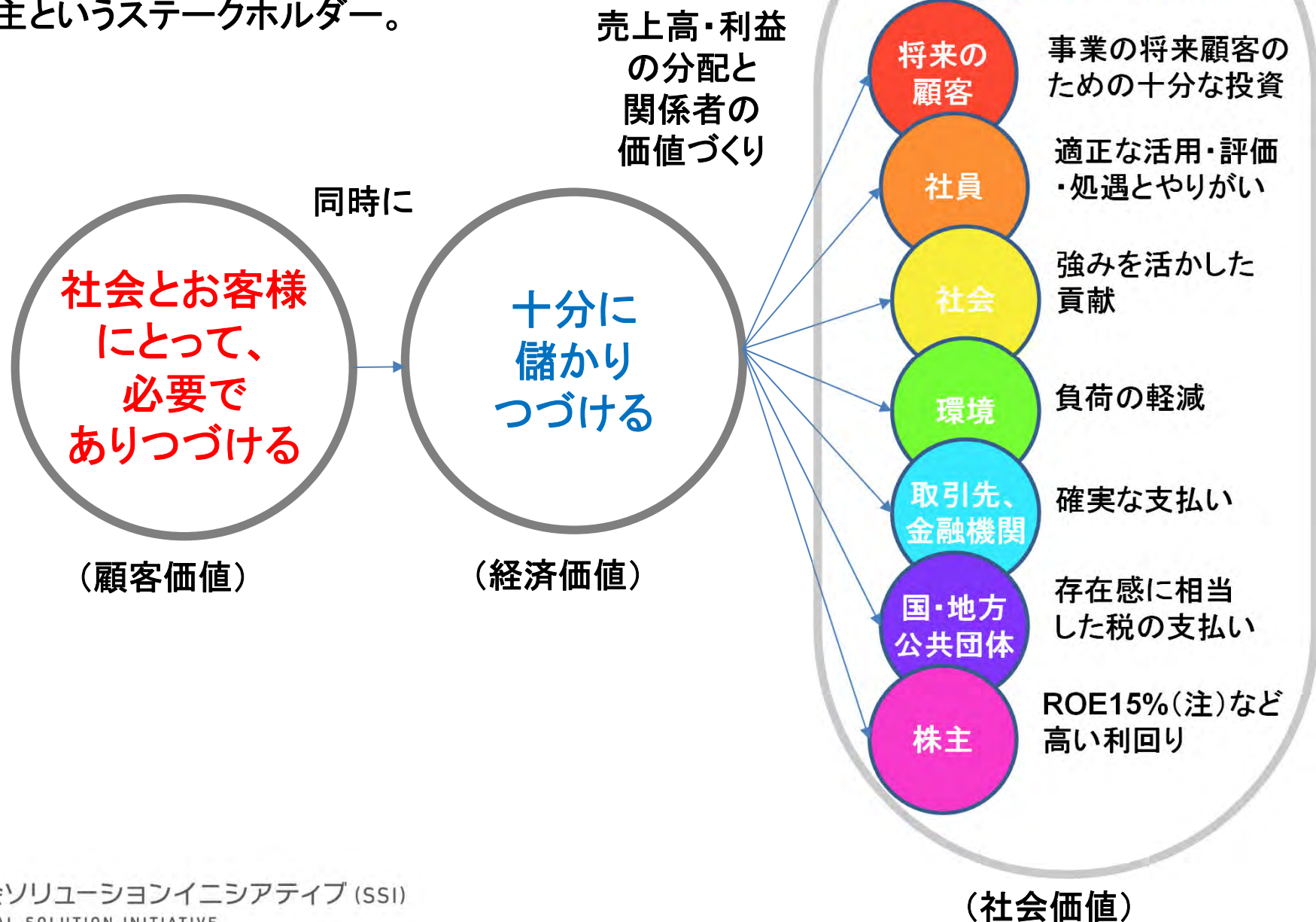
その1 私たちが顧客価値、経済価値、社会価値をつくる

私たちがつくりだした商品・サービスは社会をささえています。
社会とお客様にとって必要なものを生み出し、同時に十分に儲かりつつけること、
そして、その儲けがみんなのために使われ、社会にとっての価値を生む、これが
生業、企業の役割です。



8. 企業・生業が作っている価値 その2 みんなとは、ステークホルダー

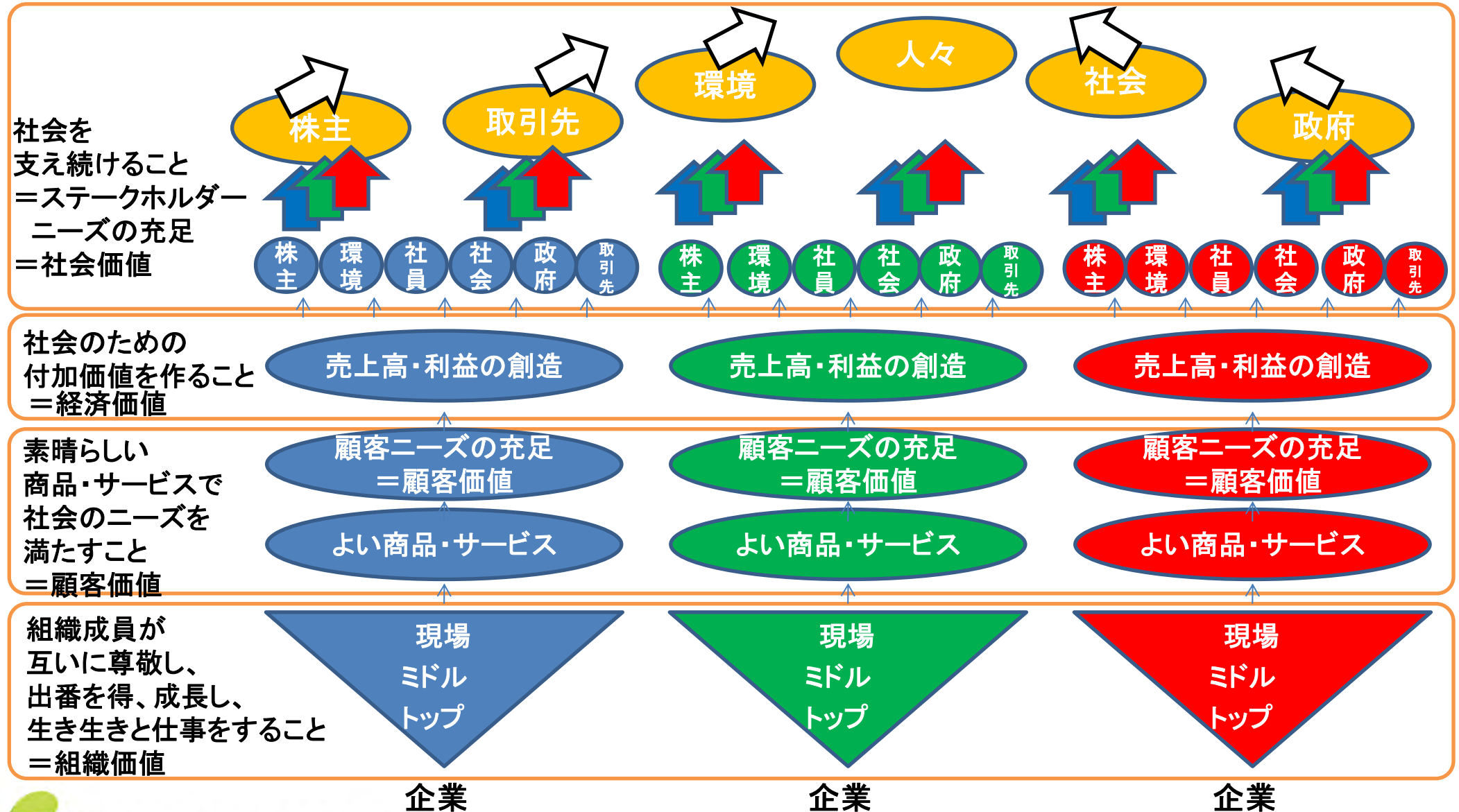
みんなとは、顧客、社員、社会、
環境、取引先、国・地方公共団体、
株主というステークホルダー。



8. 企業・生業が作っている価値

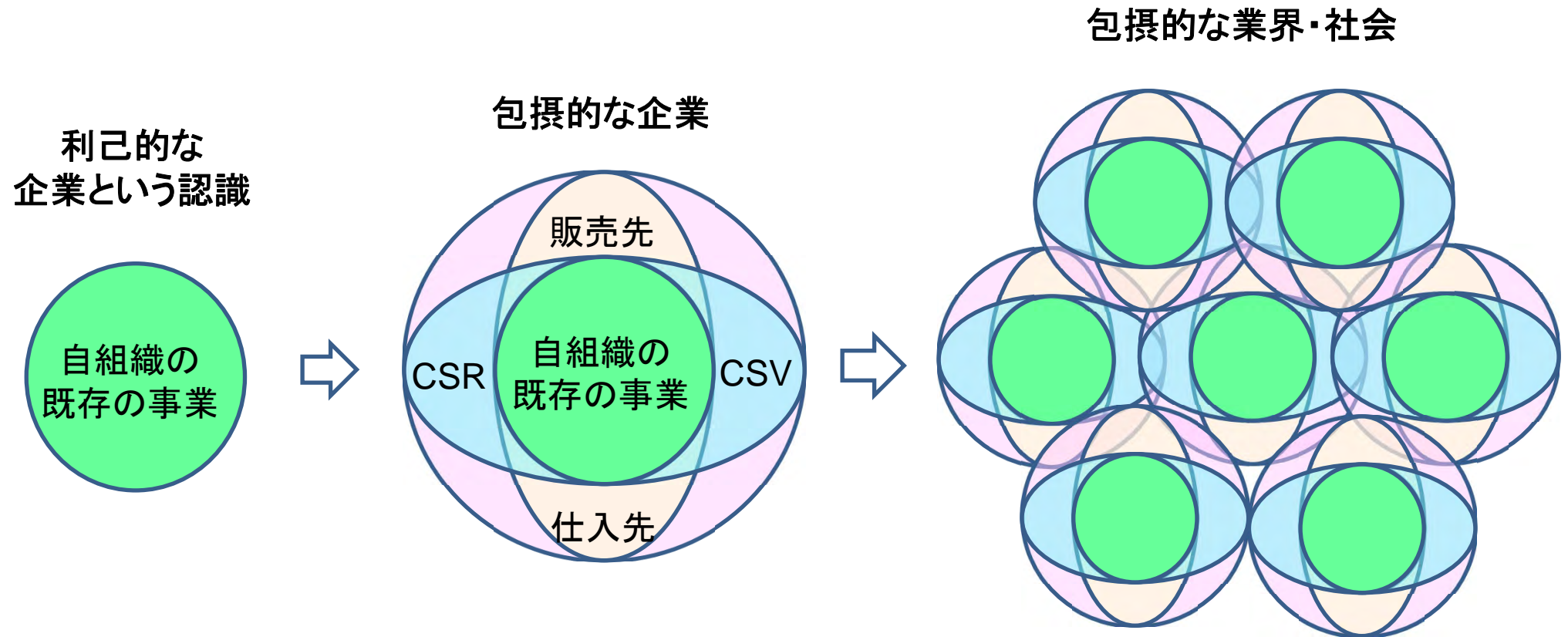
その3 私たちが協力して社会を支えている

商品・サービスは社会を支え、同時に儲けが生まれて、それを合わせればGDPです。GDPのほとんどを作っているのは民間企業。**この企業の活動は助け合いそのものです。**



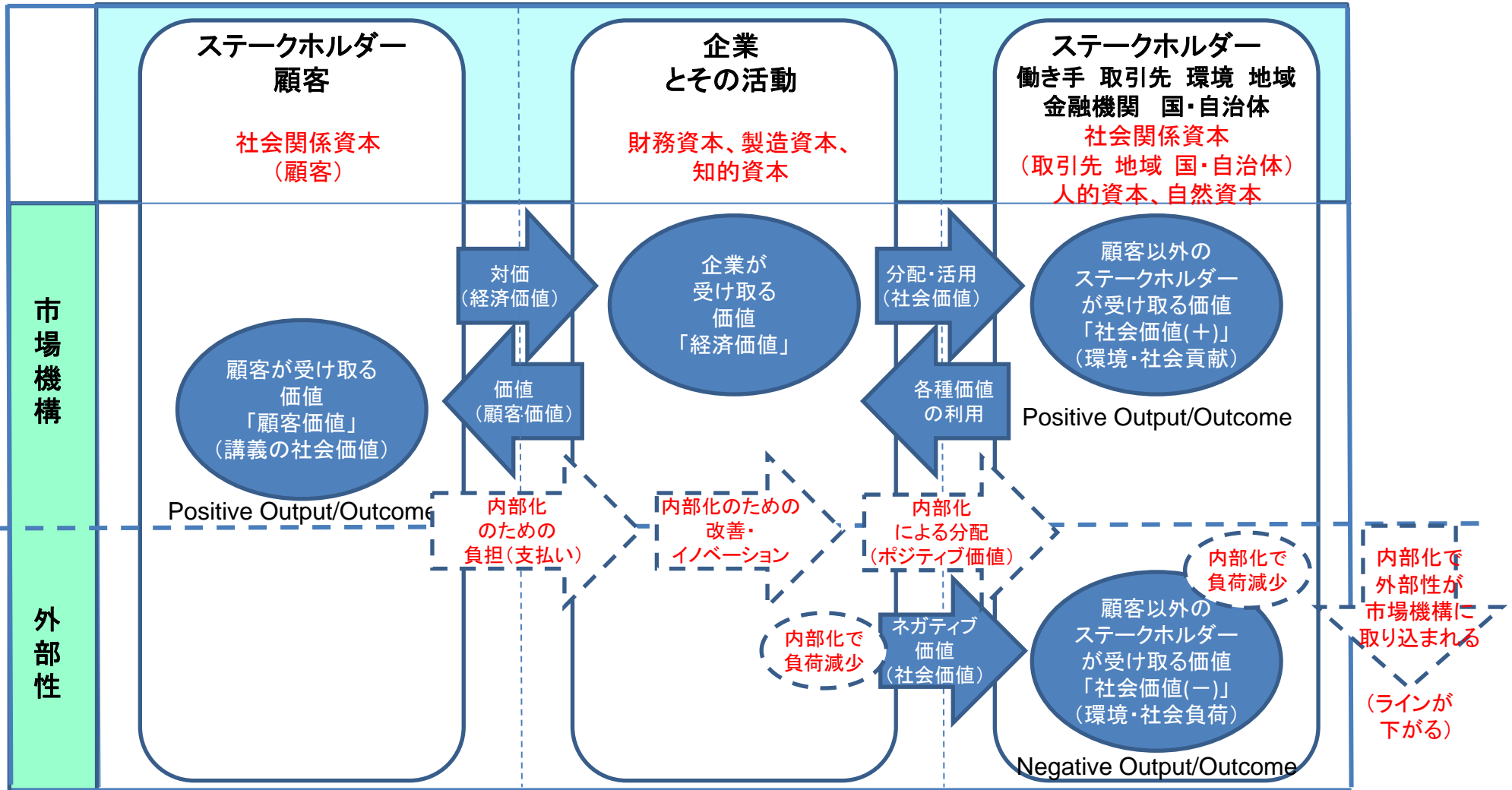
8. 企業・生業が作っている価値 その4. 企業の行動で業界・社会が包摂的に

ESGやSDGsの取り組みを通して、企業が利己的なだけの存在ではないと気づき、パーパス経営を全社で全社員が進めていく企業が増えています。自らの事業・業界・サプライチェーンにおいて持続性・ESG・SDGsを考えていけばいくほど、事業はもちろん、業界・社会が包摂的になっていきます。



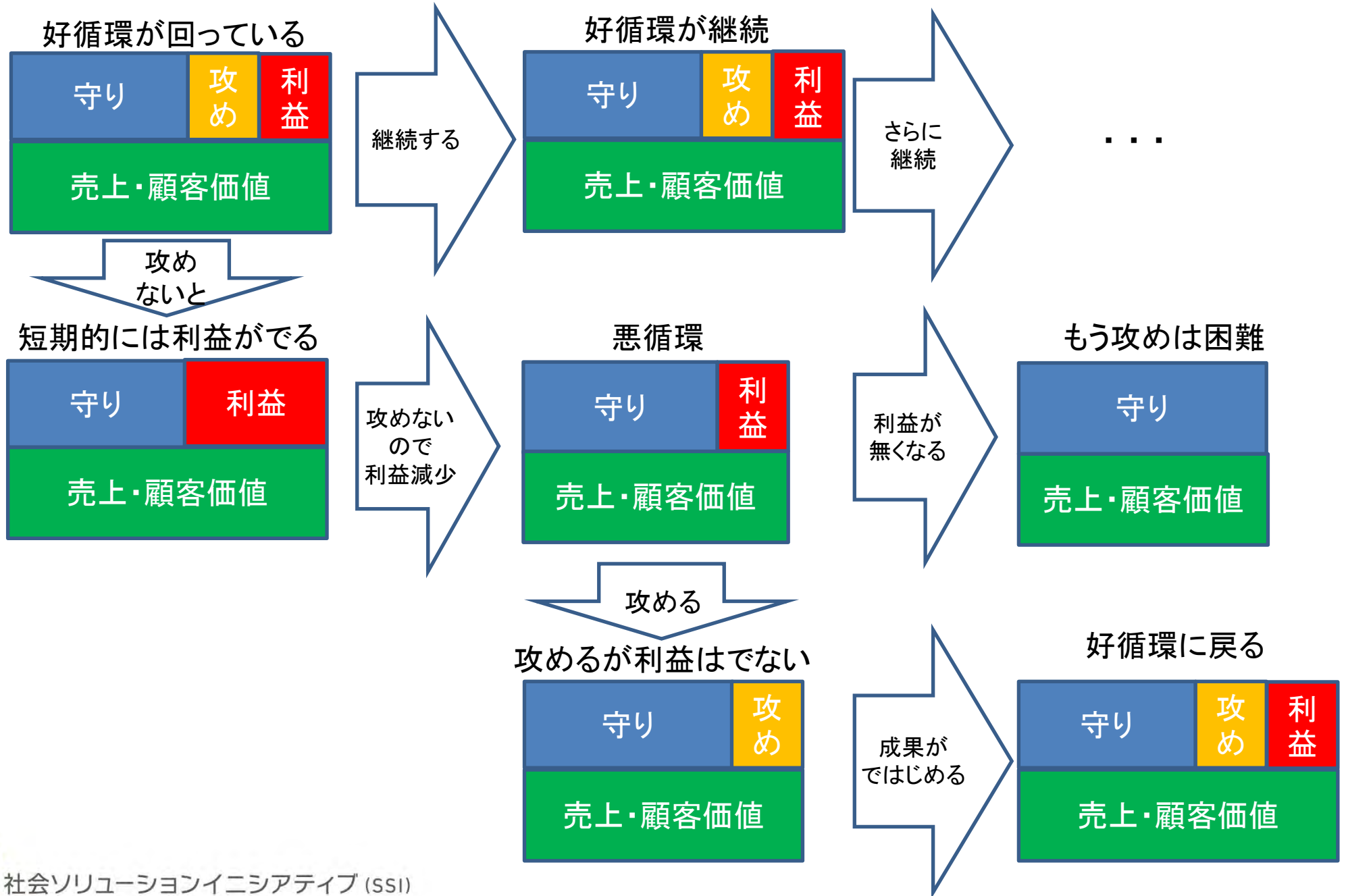
8. 企業・生業が作っている価値 その5 市場機構と外部性を考える

社会の公器として顧客価値、経済価値、社会価値を追求するパーパス経営では、外部不経済を市場機構に取り込んでいくこととなります(内部化)。それはピグー税や補助金だけでなく、企業の改善・イノベーションと顧客の負担でこそ実現される。それでも外部不経済は残るため、みんなで解決しなければなりません。

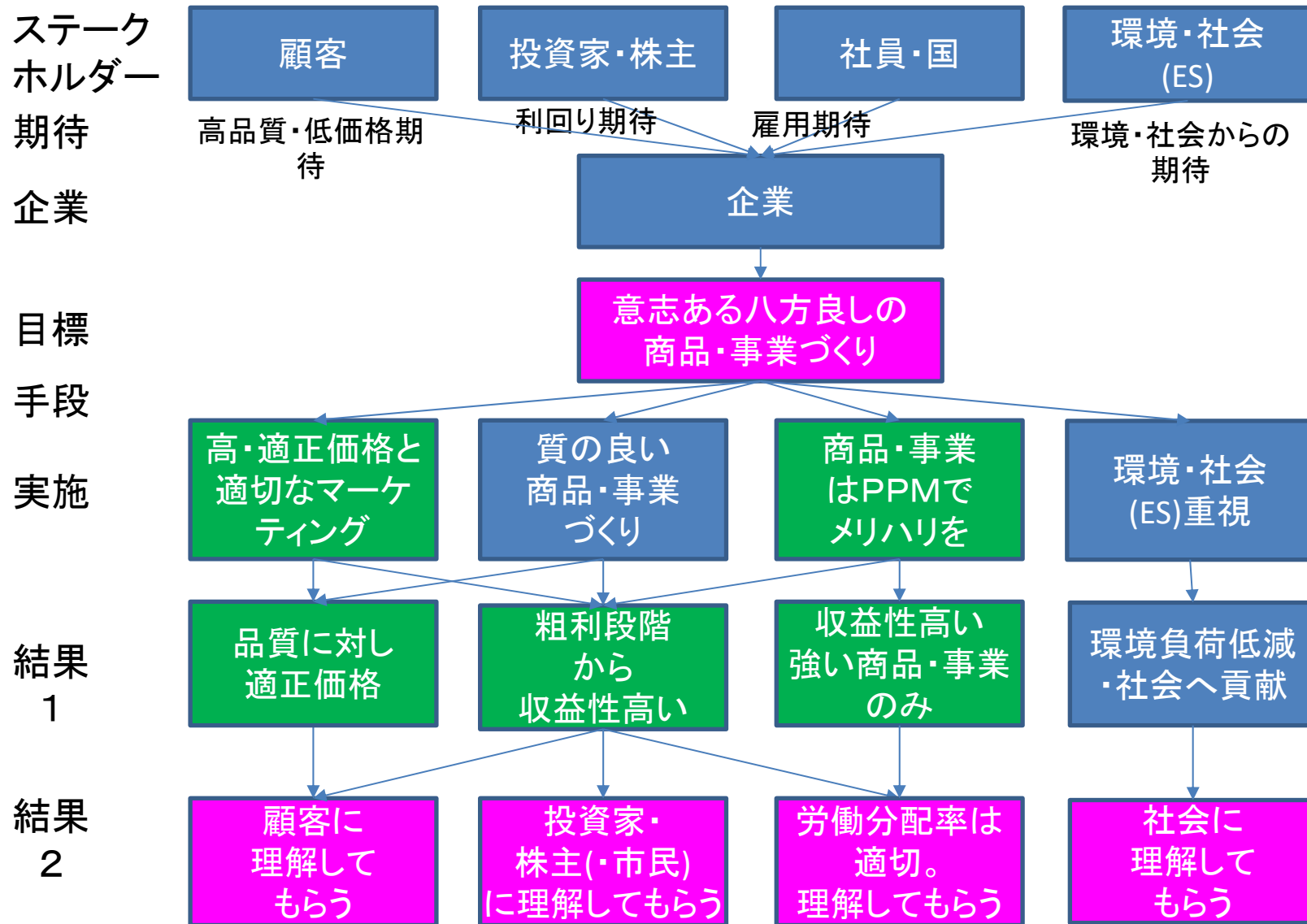


9. どんな経営がよいか？ その1 好循環の経営

多くの企業が守りだけでかろうじて生きている状況をなんとかしなければならなりません。



経営のモデル



9. どんな経営がよいか？

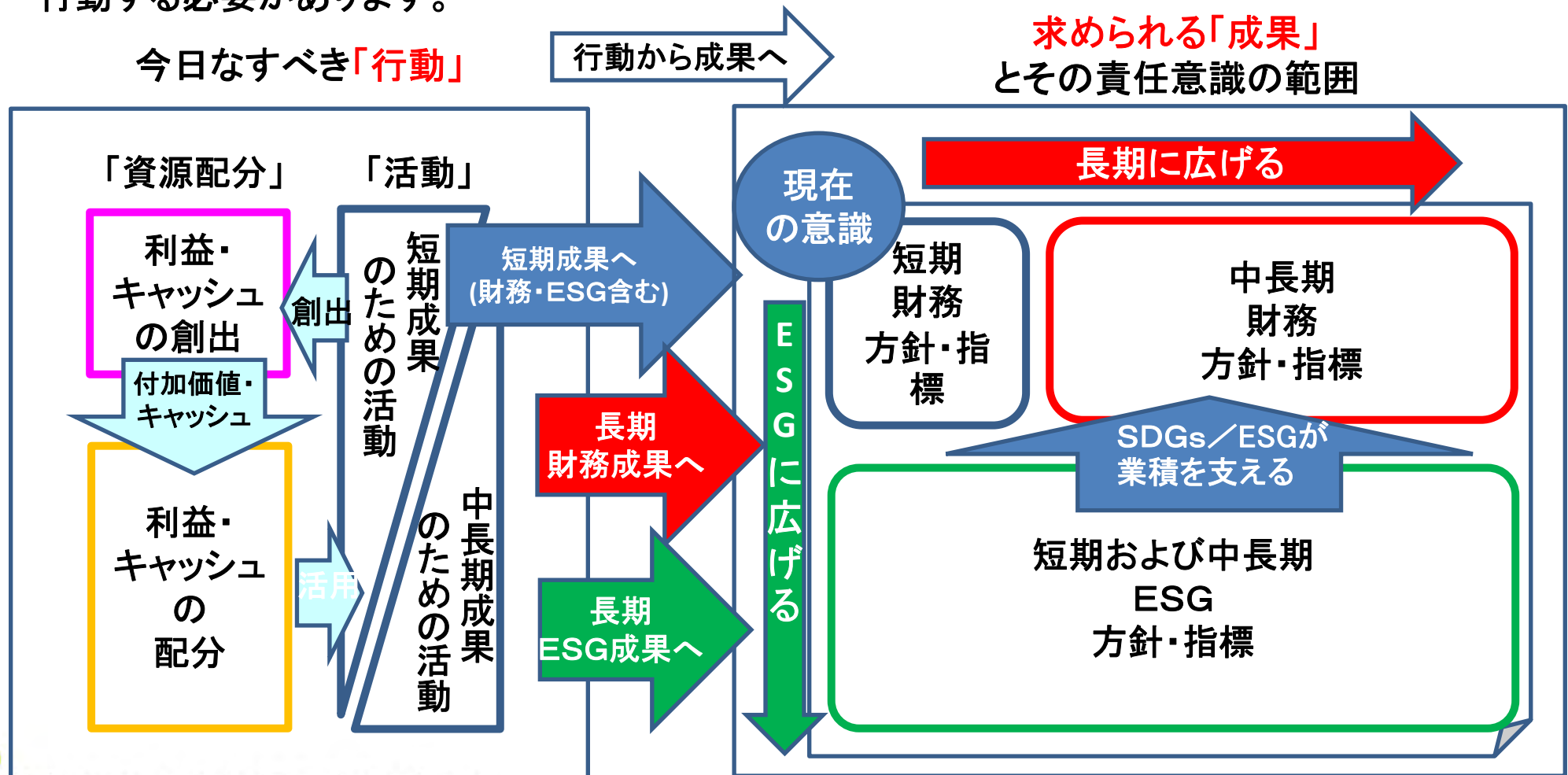
その3 SDGs／ESGがささえる短期・中長期のバランス経営

日本の多くの企業の課題は、最前線から経営まで、極めて短期志向であることです。

資本市場も短期的利益を求めるが、それよりも深刻なのは、新入社員から事業責任者までのみなさんが、**短期的な目標達成度管理が習い性**になっています。

現場は半期・年次の定量的目標管理、事業責任者は短期の財務目標達成度管理。

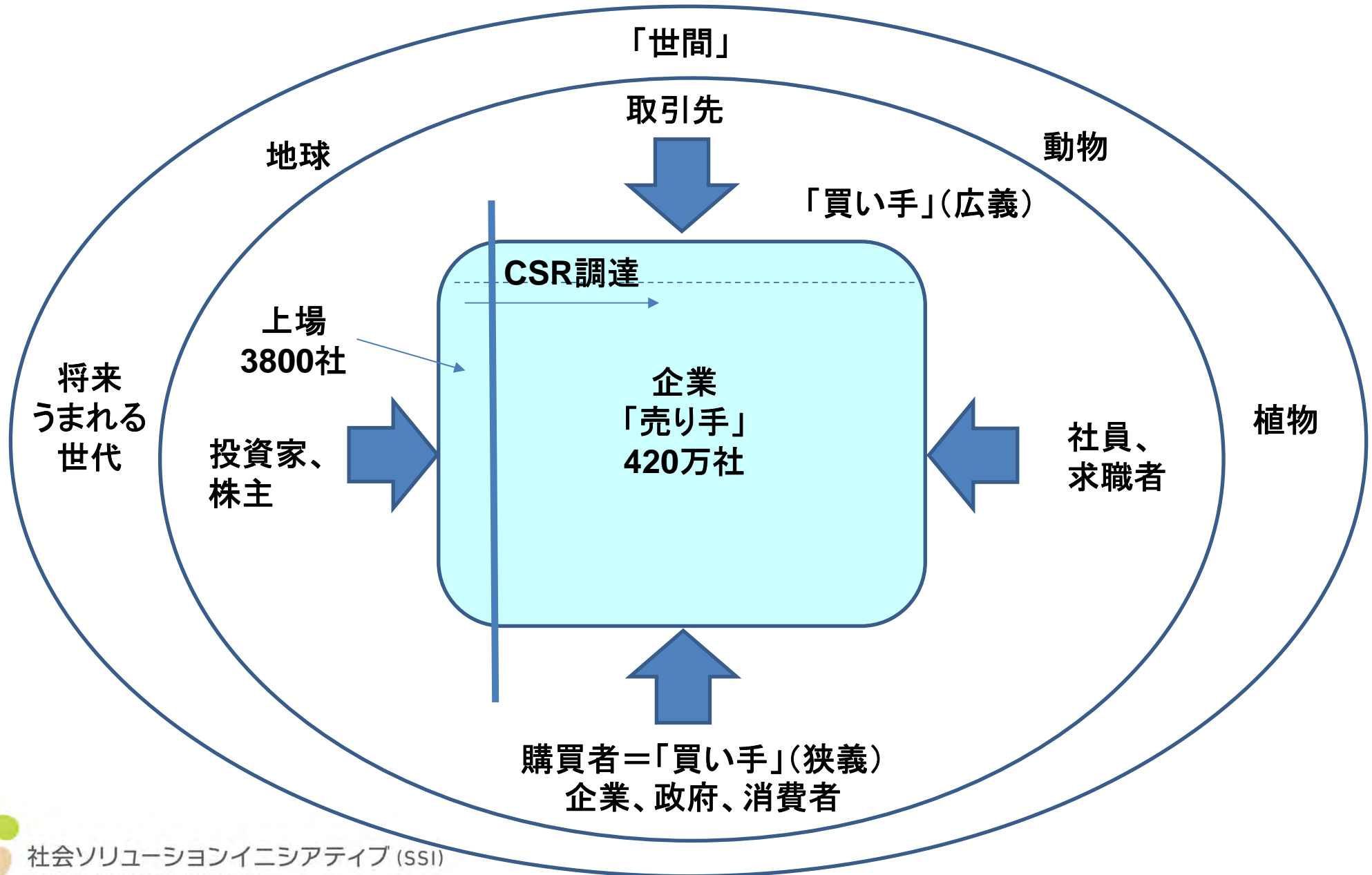
会社・事業は、長期に持続することがありたい姿であり、それはESGに支えられることを意識し行動する必要があります。



9. どんな経営がよいか？

その4 ステークホルダー経営

社会の各種の構成員が、企業に対して、SDGs/ESGのアクションを求めています。



SDGsやESG、CSRが上場企業やその取引先に求められるなかで、多くの企業が、ESG経営に向けて経営を改善をしていくための方法論が必要ですが、すでにさまざまな基準や制度、評価方法が存在します。

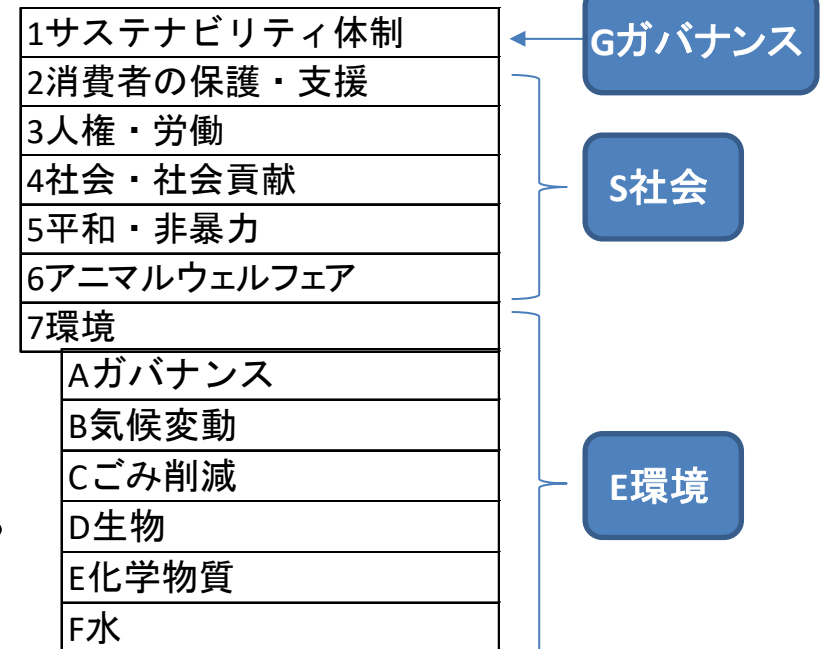
- ・B-Lab 「Bコーポレーション認証」
- ・内閣府 「地方創生SDGs登録・認証等制度」※
- ・一般社団法人日本エシカル推進協議会(JEI)
「エシカル基準」
- ・国連開発計画(UNDP)
「企業・事業体向けSDGインパクト基準」
- ・国連グローバルコンパクト(UNGC)
「国連グローバル・コンパクト10原則・CoP」
- ・一般社団法人 ソーシャル企業認証機構
「S認証」
- ・消費から持続可能な社会をつくる
市民ネットワーク(SSRC)
「企業エシカル通信簿」ほか

SSRCは、もともと市民起点、消費者視点でつくられたもので、30年の積み重ねがあり、認証ではなく、レベルをチェックすることができるため、こちらについて実証をし始めています。

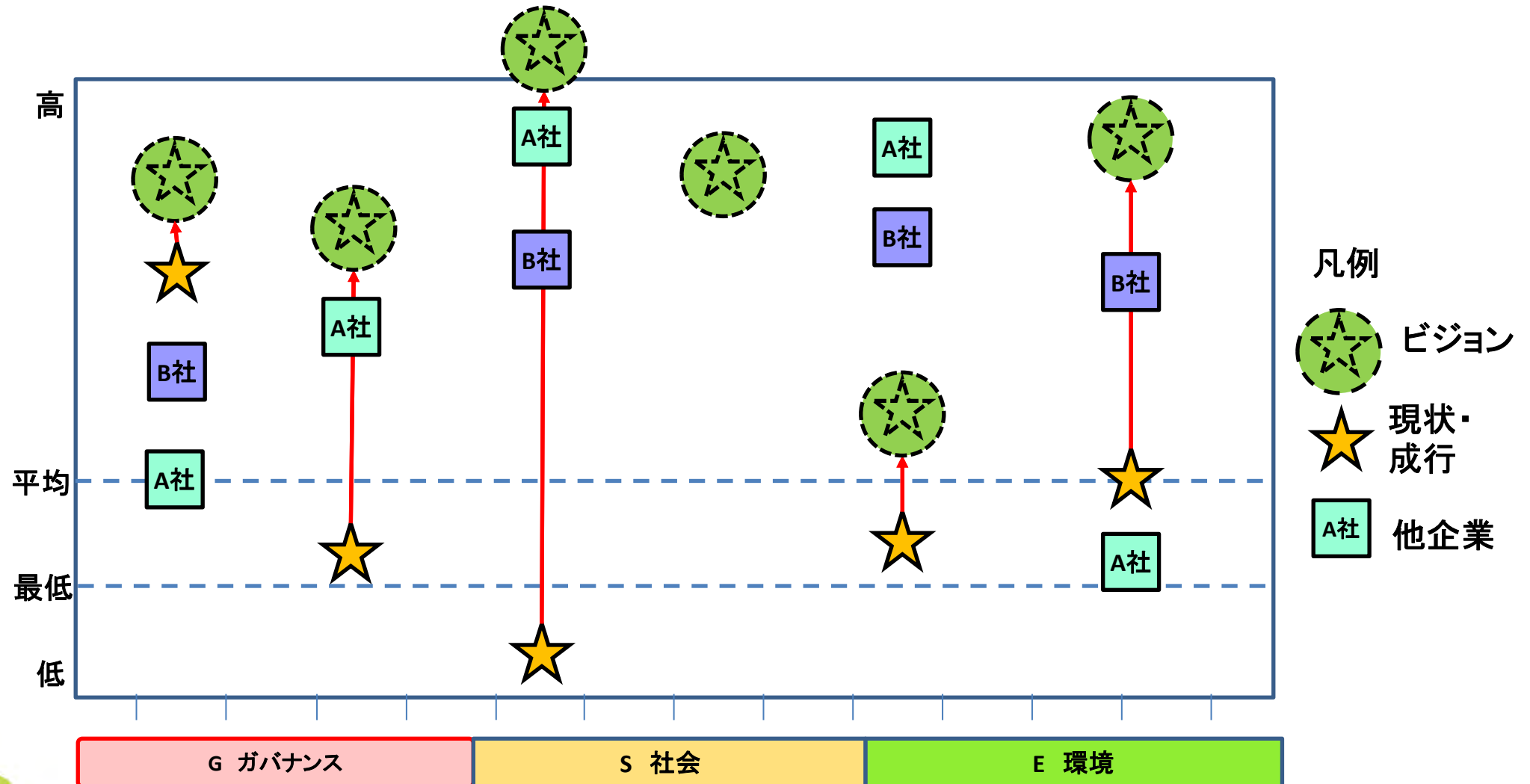
ESG診断例「企業のエシカル通信簿」



図表. 7つの診断分野

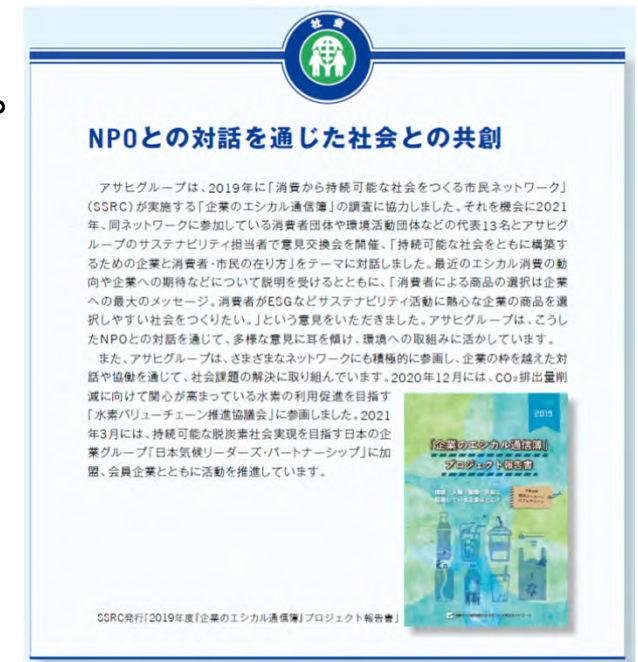


自社のESGを診断すると、ESGのさまざまな分野について、現在の自社の立ち位置がわかります。それを他企業などと比較できれば、さらに立ち位置が明らかになります。そして現状の立ち位置がわかると、どこが理想の位置なのか(改善目標)を決めやすくなり、実際の行動もしやすくなります。



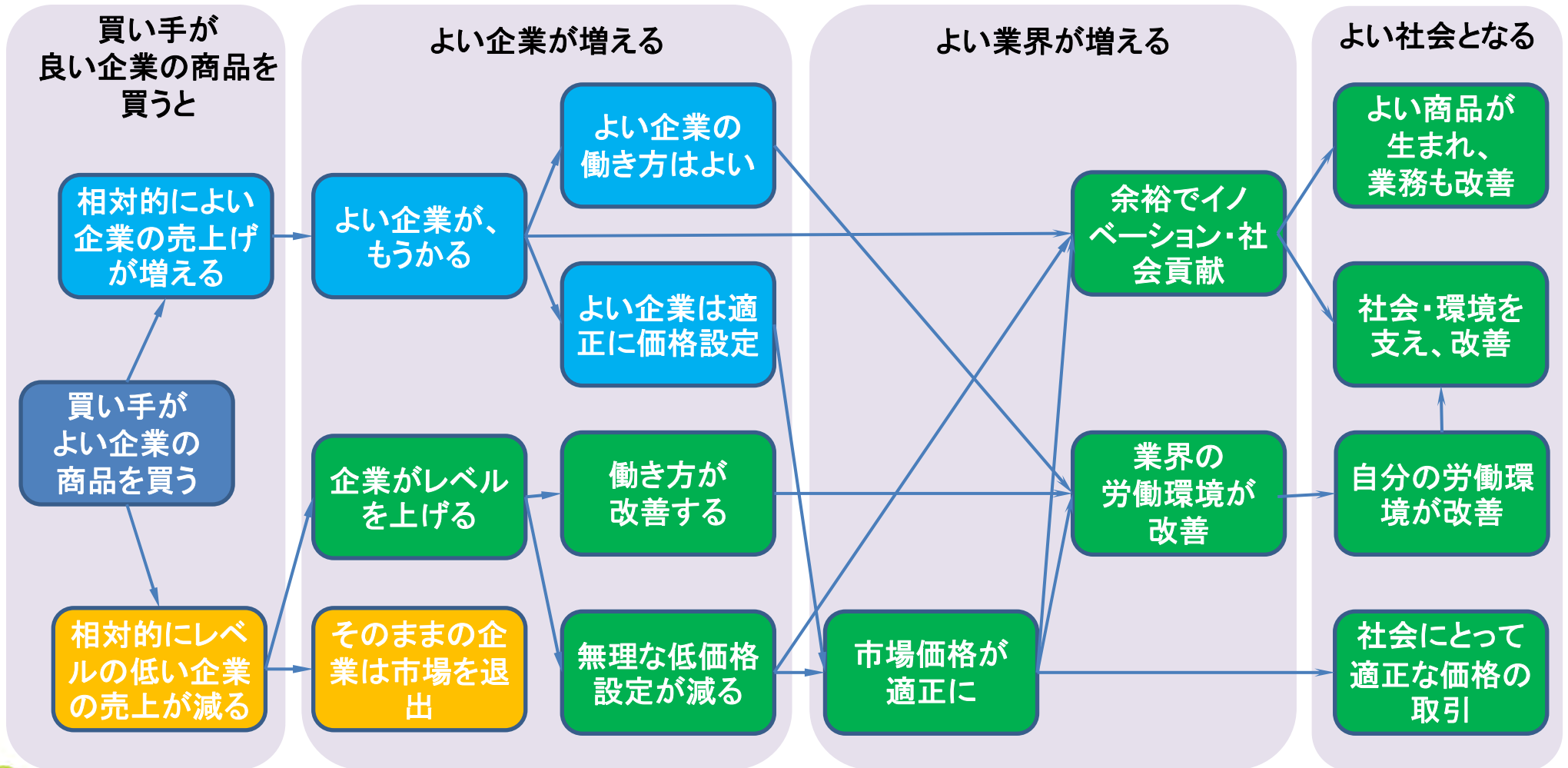
1. **ESGを診断してその内容を理解しただけで、ESGのレベルがアップしません。**今の時代に仕事をする上で、考えるべき要素が網羅されているので、人材のESG感度が高まり、チャンスが増えリスクは下がります。
2. 実際にチェックすると、**自社の現状がわかり、課題もみえてきます。**さらに課題が見えれば**改善目標を決めることができ、投資や行動がしやすくなり、改善が実際になされればESGのレベルが向上します。**参加企業間で自己診断や振り返りを共有すればさらに様々なことが学べます。
3. **ESG診断・改善活動の実施やその内容を開示されれば、会社としての信頼性が増し、「市民目線の評価」でもあることから、取引先や消費者の評価が高まります。**また**NPO/NGOと、事実に基づいた対話をし、改善に繋げることも可能であり重要です(右図)。**
4. 取引先や消費者の評価がたかまると、**売上げも安定・向上し、長続きする会社になります。SDGs認証など獲得準備にもなります。**
5. ESG診断による改善や取引先・消費者の評価がたかまると、**社員の能力向上、労働環境の改善、社会貢献のレベル向上、社員のやりがいも向上します。**
6. **自社のESG診断・改善・結果を、業界他社等に伝えることで、他社のレベルアップが促されます。**このように、**自社が地域や業界でリーダーシップを取ることができ、地域・業界・社会もよくなります。**またそれによって**自社の評価は高まります。**

企業との対話・共創例

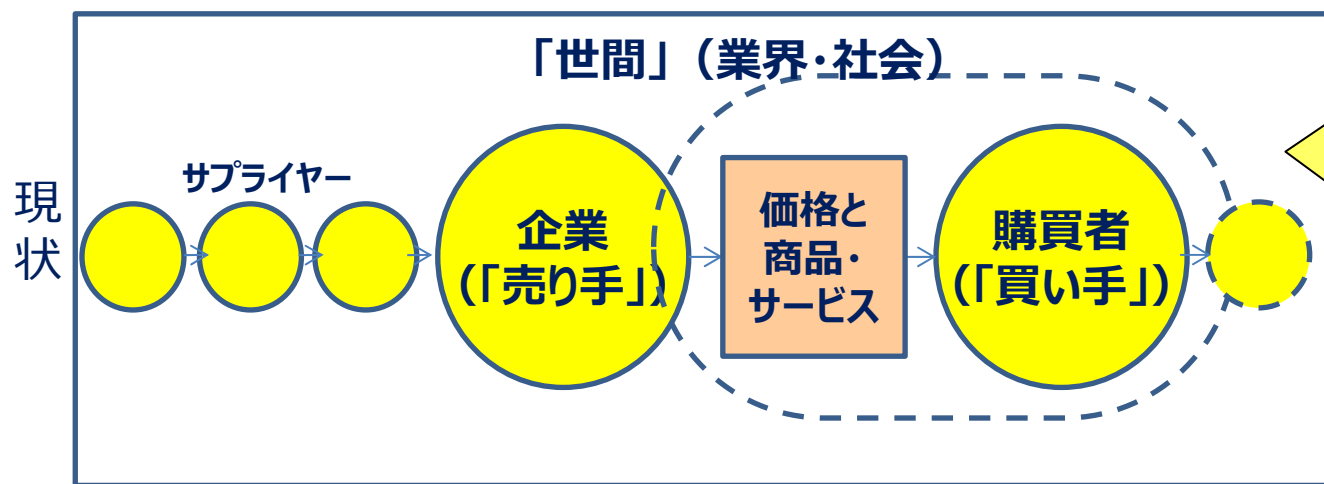


※アサヒグループホールディングス(2021年)「アサヒグループホールディングス環境報告書」14ページより

「買い手」が、よい企業の商品を買うようになれば、よい企業が増えます。
 そして、多くの企業が、より良い仕事を、よりできるようになります。
 そうして、その好循環がさまざまな市場に作ることができれば、社会にとって
 良い商品がつくられて売られ、自分を含めた働き手の幸せ、社会の幸せも増えます。



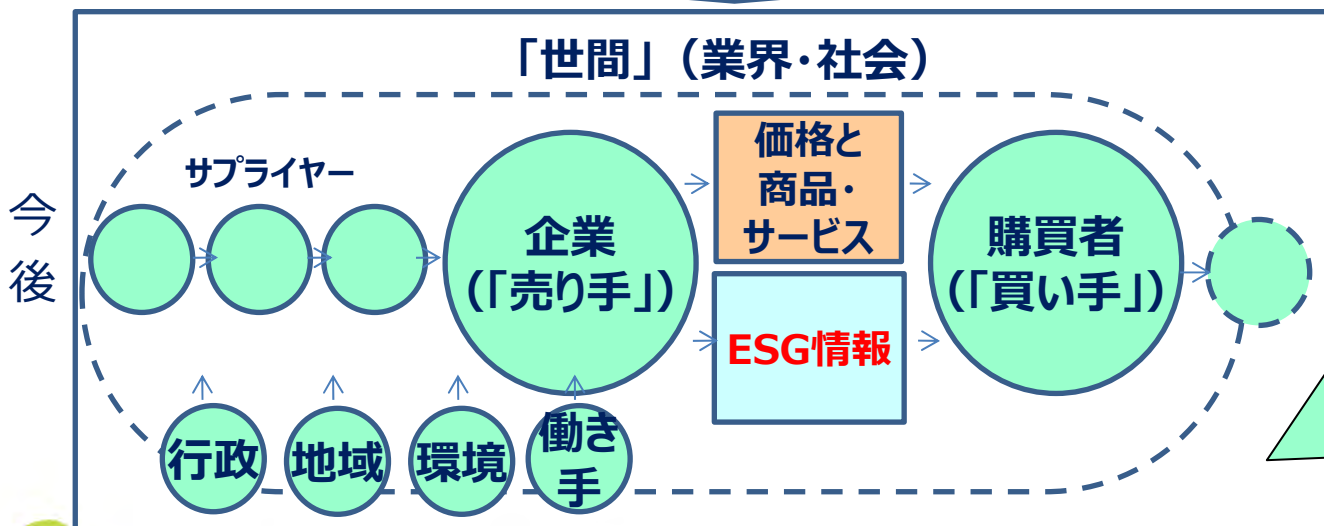
「売り手」だけががんばっても「買い手」が共感し行動しなければ、それは独り相撲の孤立無援です。科学技術も活用し、私たちが行動すれば、共創が完成します。



購買者(「買い手」)は、商品・サービスの価格と質だけを見て、購買・利用を判断。

企業は、消費者に見えない自然・労働環境などに負荷をかけ低コスト・低価格にし、市場価格が下がり業界が疲弊しがちに。

企業のESG情報を提供



購買者(「買い手」)は、商品・サービスの価格と質だけでなく、「売り手」である企業の情報を含めて購買・利用を判断。

企業の自然・労働環境への負荷などの行動が購買者に見えて評価されるため、企業の経営の改善が促され、業界の労働環境なども改善し持続的に。

12. 「世間」は助け合い:「三方良し」の社会に向けて ～ スポーツのような競争で世の中を良くする ～

わかりやすい例は、オリンピックやパラリンピック、その他さまざまなスポーツの良い競い合い。たとえばあるスポーツを大事に思うひとがあつまり、パフォーマンスを競います。

競い合いのうちに、個人もチームもレベルが上がり、教え方も良くなり、全体の水準も向上する。そうしているうちに、まるで芸術的に美しい優れたパフォーマンスがあらわれる。みなそれに憧れる。その裏には努力もあり工夫もあり、コミュニティの助け合いもある。優れた人たちは、そのスポーツをする人たちのよろこびや願いを代表しているのです。

研究でも仕事でも同じ。みなが大事だと思うことをみなが追求するうちに、個別の、そして全体のレベルがあがり、すばらしいコミュニティができあがります。

そんな社会を、みんなの助け合いでつくりたいと考えています。

それが、私たちがSDGs/ESGでめざすものです。